

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。着座にて進めさせていただきます。企画総務委員会を開会いたします。

本日は、議案審査を予定しております。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づいて、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席を頂いております。区長におかれては、お忙しい中、委員会出席を頂きまして、ありがとうございます。

次に、欠席届が出ております。道路公園課、谷田部課長は家族介護のため欠席であります。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 本日の日程及び資料をお配りしてございます。議案審査が14件、環境まちづくり部の報告が1件、政策経営部の報告が2件となっております。よろしいですか。こういう形で進めさせていただきますけれども。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それと同時に、日程に入る前に、永田委員より前回の委員会における発言内容について削除の申出がありました。お願いします。永田委員。

○永田委員 私の発言の中で——ちょっと待ってください。今思い出したところだったので、すみません。すみません。

○嶋崎委員長 いいよ、ゆっくりで。

○永田委員 はい。

特定の病気のことですよ——があるという発言じゃなくて。

○嶋崎委員長 いいよ。

○永田委員 ですよ。

○嶋崎委員長 休憩しようか。

○永田委員 はい。ちょっと、1回休憩……

○嶋崎委員長 休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時33分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

永田委員からご発言があります。永田委員。

○永田委員 私の前回の企画総務委員会での発言の中で、特定の病気を心配される方がいるという発言内容がありましたが、その特定の病気の部分を、発言を撤回したいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 はい。

ご発言いただきました。そのようにさせていただきますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第42号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第42号、千代田区議会議員及び区長の

選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、選挙管理委員会資料1に基づきましてご説明させていただきます。

はじめに、1の改正理由でございますが、本年4月6日に施行されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令におきまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に関わる限度額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における自動車使用、ビラ作成及びポスター作成の公費負担額を引き上げるものでございます。

2の改正内容でございますが、一つ目が、自動車の使用の公費負担でございます。自動車の借入れ単価が1万5,800円から1万6,100円に、自動車の燃料の供給単価が7,560円から7,700円に引き上げられるもので、自動車の運転手の雇用単価に変更はございません。

次に、ビラの作成の公費負担でございますが、1枚当たりの作成が7円51銭から7円73銭に引き上げられるものでございます。

最後がポスターの作成の公費負担でございます。1枚当たりの作成単価が525円6銭から541円31銭に、企画費が31万500円から31万6,250円に引き上げられるものでございます。

3の施行日ですが、公布の日からでございます。

また、条例の新旧対照表を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

質疑に入ります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。省略をさせていただきます。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第42号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第42号は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第43号、千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の審査でありますけれども、関連してございます、議案第44号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号、職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号、公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部

を改正する条例、議案第50号、千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、以上10議案は関連をしております。一括で執行機関からの説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、まず、定年引上げ等の制度改正について、10本でございます条例のうち、メインとなります議案第44号の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を中心に、政策経営部資料1-1により説明をさせていただきます。

1、趣旨でございます。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的に、地方公務員法が改正され、定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられます。令和5年4月1日に施行となるため、この定年引上げ、これに伴い導入される人事制度に関する事項を条例に定めるものでございます。

2、定年引上げ及び新たな人事制度の概要でございます。

（1）定年の段階的引き上げでございます。こちらの表中の赤いラインをご確認いただけたらと思います。これが常勤職員の定年退職の年齢になります。令和5年度、昭和38年度生まれの職員の定年年齢が、まず61歳となり、以後、2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられまして、令和13年度に65歳となります。これが定年引上げでございます。表の下の米印のところをご覧ください。これに伴いまして、現在60歳の定年退職者が希望により65歳まで勤務を継続できる再任用制度がございますけれども、こちらが廃止となりまして、経過措置により「暫定再任用制度」が存置されます。暫定再任用制度における休暇、給与制度等は、現行の再任用制度と変わりません。

次に、（2）役職定年制の導入でございます。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入いたします。原則としまして、役職定年年齢（60歳）に達した管理職員を、年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までに管理職以外の職に異動させるというものでございます。この役職定年制は、もともと65歳が定年とされている医師・歯科医師の管理職、また、任期が定められている任期付職員、暫定再任用の管理職には適用されません。

次のページにお進みください。

（3）役職定年による降任等の特例でございます。先ほど原則として管理職は60歳で管理職以外の職に異動すると説明をいたしましたが、次の二つの特例任用の仕組みを活用することにより、60歳を過ぎてもなお管理職として任用することが可能となります。

一つは勤務延長型特例任用でございます。特別なプロジェクトが継続しているときのよ様な、職務遂行上特別な事情がある場合や職務の特殊性によりそのポストの欠員補充が困難である場合に、1年単位の更新で、最長3年間、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させることができます。

二つ目は特定管理監督職群による特例任用でございます。この特定管理監督職群とは、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、欠員を容易に補充することができない

特別の事情があるものをグループ化したものでございまして、特別区におきましては、特別区人事委員会が規則で定めることになっており、その案が、下にございます表のとおりになっております。1から5までの類型が予定されているところでございますが、この中から、3の地域保健福祉を担う職群を例に説明をさせていただきます。

この3のグループでございますが、区民の生命維持に関わる職務分野を掌握する職を一群とするものでございます。職の内容としましては、保健所、福祉部、子ども家庭部、児童相談所の部課長が例として挙げられておりまして、想定される職種は、事務、福祉、保健師等となっております。このグループ内に該当する管理監督職に当たっていれば、役職定年60歳を迎えても、そのまま職を留任したり、グループ内の他の職に転任、異動できるというものでございます。この制度により、最長で65歳の定年を迎えるまで管理職として任用することができます。

ここで、前回、こちらの委員会で大串副委員長から資料要求を頂いた、年齢別職員数の資料、政策経営部資料1-2を用いて区の現状を説明いたしますので、そちらをご覧くださいませ。こちらです。上から全職員、そして管理職、係長級の職層別、年齢別の人数分布を示した書類となっております。

中段の管理職のグラフ中のPoint 1、Point 2のところをご覧くださいただけたらと思います。法の趣旨どおり、60歳を迎えた職員を役職定年制により管理職から退かせることになりましたら、暫定再任用の満了と合わせて、今後5年間で37名、年平均で7人から8人の管理職がその職を降りなければならないというような形になります。

一方、管理職の昇任対象となる、一番下のところの係長のほうに目を向けてみますと、Point 3の青点線内でご確認いただくとおり、管理職への昇任を期待したい40代の係長の人数が少ないということがございまして、年平均で減少分となる7~8人ほどを毎年昇任させ続けることは大変難しいと考えております。

資料には記載しておりませんが、今年4月1日現在、本区では管理職81ポストある中の6ポストが兼務運用されておりまして、今後、法の趣旨どおり役職定年を実施すれば、先ほどご説明のとおり、管理職の大幅な不足を生じ、区政の適正な運営に大きく支障を生じさせるおそれがあるということでございます。

恐れ入りますが、資料1-1の2ページのほうにお戻りくださいませ。

こちらの下の方のところでございます。千代田区では、このような現状を踏まえまして、当分の間は、役職定年制は制度としてありながらも、これを実施せず、役職定年の例外となる先ほどの特例任用制度、主には特定管理監督職群の活用、そして暫定再任用部課長の継続任用により、必要な管理職数を確保し、安定した区政運営を図ってまいります。なるべく早く法の趣旨に沿った運用が可能となるように、管理職数を確保してまいります。

資料3ページにお進みください。

続きまして、(4)60歳に達した職員の給料等についてでございます。

職員の給与水準は、国家公務員や民間企業との均衡等を踏まえ、当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、原則として60歳時の「7割水準」といたします。一部、7割措置の対象とならない職員がございまして、例えば定年が65歳とされている医師・歯科医師、それから任期を定めて採用する職員、そして、先ほどご説明いたしました役職定年の例外となる勤務延長型特例任用の職員の給与は、60歳を過ぎても、そ

のまま10割が支給されます。

次に、退職手当でございます。60歳に達した日以後、今後延長されていく定年前の退職を選択した職員が不利にならないように、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定いたします。

次に、（5）定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。

この制度は、定年引上げにより65歳までのフルタイム勤務を原則とする一方で、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降、定年前に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるというものでございます。例えるなら、65歳で定年の職員が、定年を迎える前の61歳、62歳で、体調面への不安や家族の介護等の事情がある場合に、一旦退職をいたしまして、短時間勤務の職で任用するというようなものでございます。

任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様になります。

（6）でございます。情報提供・意思確認制度でございます。

これまでご説明いたしましたとおり、今回の制度改正により、60歳以後の職員の働き方が多様化してまいりますので、当分の間、年度末年齢59歳の職員を対象に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思確認に努めてまいります。

4ページにお進みください。

3、定年条例の改正内容でございます。こちらは重ねての説明になりますので、説明を省略させていただきますけれども、先ほどご説明しました制度改正に係る改正を行うということでございます。

4、関連改正条例の概要でございます。

他の9本の関連条例につきましても、これまで説明した内容に関する規定整備を行うものでございます。個々の説明まではいたしません、2点補足をさせていただきます。

5ページの【4】職員の育児休業等に関する条例、こちらでございます。非常勤職員の育児休業の関係の改正がございますので、その部分につきましては、定年引上げの改正とは別に、後ほどご説明をさせていただけたらと思います。

2点目でございます。同じ4ページの下、【5】公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の表の3の部分をご覧くださいなのですが、この条例に関しましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が今年6月に解散されましたので、職員の派遣先から当該委員会を削除するという規定整備を併せて行うものでございます。

6ページ、それから7ページまでお進みいただけたらと思います。

表下の5、新旧対照表でございますが、別紙に用意させていただいているとおりでございます。

6、施行期日。一部の規定を除きまして、令和5年4月1日でございます。

大変説明が長くなりました。説明は以上でございます。定年引上げに関する改正のご審議について、よろしくお願いたします。

○嶋崎委員長 はい。ちょっと盛りだくさんですけども、ご説明を頂きました。

それでは、質疑に入ります。譲り合ってる。

はい、副委員長。

○大串副委員長 資料を作っていた、資料1-2の職員の年齢構成、説明していただきました。これから5年間で、現在の暫定再任用として就いていらっしゃる管理職の方が23名いなくなると。それから、これからの5年間で役職定年を迎える、60歳を迎える人が15名いて、合わせて37名の管理職の方が交代を迎えると。それに対して、若い、40代の方が非常に少ないので、今後、非常に、若い管理職の方が迎えるのが非常に厳しいんだという説明がありました。これは、そうすると、その間、千代田区としてはどのように、その間、何年ぐらい対応、ここ5年間と書いてあるけれども、どのように行っていくんでしょうか。

○神河人事課長 今後どうやって管理職を確保していくのかというご質問だと理解いたしました。大きく二つのアプローチがあると考えております。

まず一つ目としましては、近年の採用増により、ようやく30代の職員が増えてまいりまして、係長選考や管理職試験の対象者が今増加しているような状況でございます。これらの若い層の職員を育成しつつ、受験勧奨を行ってまいりたいということでございます。

もう一つのアプローチとしましては、来年度から課長補佐2年以上の職員を対象とした管理職選考の一部が変更となりまして、申込み制から指名制という制度のほうに移行してまいります。このことにより、今後、45歳前後からの課長補佐職にある職員を管理職に指名することができるようになりますので、このようなものを並行して、管理職を確保していきたいと考えているところでございます。

○大串副委員長 このような千代田区役所の現在の管理職の状況に対して、二つあります。30代の若い人を対象に、積極的に管理職試験を受けていただいて、課長になっていただくようにすると。もう一つが、課長補佐制度というの、よく分からないけど、それを利用して管理職になっていただくということなんですけど、今までのね、職員の採用、しっかりと、将来展望を持って採用してこなかったツケというのかな、その弊害が今になって表れているということだと思っておりますけれども、しっかりと、これからは区役所として、やっぱりそういう採用をどうやっていくのかということもしっかり展望しながら、採用していただきたい。

それから、現状、そうすると、30代が課長を受けさせるようにしますよといっても、すぐ来年というわけにいかないんだろうから、何年ぐらい想定しているんですか。きちんと、そういう若い人がちゃんと管理職に就けるといのは、あと何年したら、そういうきちっとした体制が取れるのか、めどがあるんでしょうか。

○神河人事課長 法律どおりの運用ができる見込みなのかというご質問だと捉えて答弁させていただきますが、今後5年間は、やはり退職者の数が、退職者、管理職を退かれる方も多くいらっしゃるので、仮に役職定年を実施しなくて、対象となる方全て65歳まで引き続き管理職をしていただいたとしても、何とか現状維持ぐらいのかなというふうに思っています。ですので、ちょっと、なかなか5年以内には、なかなか解消ができない。つまりは、10年ぐらいを目途に進めてまいりたい。ただ、10年間丸々ということではございませんで、管理職が充足をいたしましたら、その時点で役職定年を実施するような形で、運用を変更しながら進めてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 専門用語がいろいろ出たので、言葉の使い方が間違ってしまったら、その都度ご指摘ください。

この資料1-2が出たことによって、職員の全体像というのは、すごく分かりやすくなりました。今、この1,209名が、60代以上の方105名を含めて構成されている。職員定数では千三百何十名だったと思いますが、そういうほうに向かって、これからどう動いていくのかということで、今までは、定年延長というのは、特定の、かなり限られた方だけであったわけですが、イメージとしては、原則が定年延長、特例任用的な定年延長というような形になるというイメージなのかなと。で、それを希望しない人もいるでしょうと。じゃあ、どういうふうに残っていただくのかということでは、私のイメージでは、何でしたっけ、課長補佐みたいな形で、つまり後進の管理職としての仕切りなり育ちを妨げないように位置づくというイメージだったんですけども、その辺は、ちょっと私のイメージとは、今日の話が少し違っているような気もしたので、分かりやすくご説明いただけますか。

○神河人事課長 今回の、先ほど申し上げたご説明の中で、役職定年は、当面の間、ちょっと実施をしないというような形の事を申し上げさせていただきました。役職定年を実施すれば、その管理職は課長補佐職に降任をするということが原則になりますけれども、それを当面は行わないので、管理職として業務を、職務を行っていただくというような形になります。

○小枝委員 前回の委員会では、たしかそんな答弁があったんですよ。課長補佐という形になる。ですから、前回の委員会から今日に至るところで、特別区との調整等で変わったなら、そこら辺は変化を明確にしていなければすっきりすると思います。

○神河人事課長 すみません。前回の委員会の際の説明に誤解を与えさせるようなことがあっていたら大変申し訳ございませんけれども、役職定年を実施すれば、課長補佐となりまして、その課長補佐になったときに、経験のある、管理職経験のある課長補佐をどのように活用していくのかということにつきましては、先ほど小枝委員がおっしゃったように、やはり後進の育成につながるようなことであるとか、あと、全庁的な部間の調整を行うような事業であったり、その事業の、長期事業をマネジメントする事業であったりとか、やはり管理職経験を生かした係長職というものを担っていただくような形の事を検討しているところでございます。

○小枝委員 課長補佐というのは、係長職のことに――なってしまうんですか。

○神河人事課長 あ、そうです。

○小枝委員 その辺が専門的過ぎて分からなかった。

○嶋崎委員長 じゃあ、そこら辺を明確に。

○神河人事課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○神河人事課長 課長補佐職というのは、すみません、係長職が7年経験を積んだら、能力実証により、もう一段階高い課長補佐というものに昇れるような仕組み、職層がございます。そちらが、管理職がもし役職定年を実施した場合に、降任するとすると、課長補佐

職になるのかなというふうに考えておりました、係長とは別な職層としてございます。

○小枝委員 うん。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 その役職定年というのは、本人が望まない限りは、それはしないというのが今日の説明だったということですね。原則は、そのまま65歳までやっていただくということですね。

○嶋崎委員長 そういうことじゃないだろう。違うよね。そこの説明をちゃんとして。

○神河人事課長 役職定年を実施しないということですが、ご本人が降任を希望される場合、その場合には、当然に降任をするというようなことも発生するかと思います。ですが、65歳まで働き続けたいというときには、当面は役職定年を実施しないということですが、先ほど申し上げたとおり、管理職数が充足し次第、そこは運用を変更していくことになるかと思いますので、本人が希望しても、いつかの時点で横に線を引きまして、役職定年を実施して、課長補佐に降りていただくことがあるだろうということですが。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○木村委員 2年に1歳ずつ定年を引き上げていくというふうになった場合、退職者がいない場合ってあるわけですね、定年する人がいない場合。そのときの採用というのは、どんなふうに考えているんでしょうか。

○神河人事課長 2年に一度、退職が発生、定年退職が発生しない年があるということについてのご質問でございますが、定年退職は発生しなくても、普通退職であったり、あと、暫定再任用の管理職の方が65で満期を迎えると、そこでいなくなってしまうので、すみません、それは管理職に限らずなんですけれども、職員が、定年ではなくて役職を、その任期を終えることとなりますので、2年に1回、定年退職がない年につきましても、採用は必要なものと考えております。

○木村委員 安定したサービスを提供できるようにということだと、大学とか高校とかを卒業した人が採用ないとなると、これはもう打撃ですので、ぜひ、その辺は退職者がいない年でも新規採用を行っていくと。分かりました。

それで、地方公務員法等の改正があったときに、国会でも附帯決議がなされていて、それで、幾つか大事な視点がここには明記されていると思うんですね。今回、定年前再任用短時間勤務と。これは、先ほどのご説明でも、あくまでも本人の希望の場合と。人事のいろんな配置で、これは一方的に、あなたは短時間とかって、これはもうなくて、あくまでも本人の希望と。この立場で、もうこれから対応していく。ちょっと、それだけ確認をしたいと思います。

○神河人事課長 こちらの定年前再任用短時間制でございますが、あくまでも本人のご希望を伺って、本人がご退職をされて、それで行う任用でございますので、そこは本人のご意思あつてのこととご理解いただいてよろしいかと思います。

○木村委員 これは、短時間勤務制というのは、現行の再任用制度と同様だということなんだけれども、週一—えっ、週3日でしたっけ、週4日。後でちょっと時間と勤務日だけ、

ちょっとご説明ください。

○神河人事課長 本区の現在の再任用の短時間制度でございますが、1週間当たり31時間としておりまして、今回の定年前再任用短時間制も同様の仕組みとなるということでございます。

○木村委員 31時間ね。

で、仮に、それでも2年に一遍なので、年によってね、例えば希望される方が多いといった場合、短時間勤務を希望する方の職務というか、その31時間、どういう仕事に入ってもらえるのか、ちょっと、そういう調整も必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。この辺は、不利益を被らないような形で、対応はしていただけるんでしょうかね。短時間勤務を希望される方が多い、様々ないろんな諸事情があって、そういった場合の職務ですよ。これがきちんと人事のほうで対応できるのかどうか、その辺だけ、こんな形で対応していきますということで、ご説明いただけたらと思います。

○神河人事課長 短時間勤務制となった職員に、不利益な取扱いが及ばないかというご趣旨のご質問だと思いますが、基本的に、そのようなことはございません。ただ、やはり常勤の職員と比べまして、やはり時間数が少なくなってしまうので、やはり配置も、そこは検討していかなければならないということになります。

また、今回は、これまでは係長の方で短時間を希望される方には、係長を降任していただいて短時間制度としていたところなんですけど、今回、この法改正から、係長は係長職のまま短時間となるようなことの想定がございますので、やはりその辺は、やはり職務の内容、そういったものを踏まえまして、配置については検討してまいりますけど、短時間になることによる何か不利益、そういったことはございませんので、そこはご安心いただけたらと思います。

○木村委員 先ほどの説明で、これ、3ページで、(4)で60歳に達した職員の給料等というふうに、先ほどご説明いただきました。それで、給与水準で7割水準と。これは、先ほど民間であるとか国家公務員であるとか、これ、7割水準というのは、法律か何かで、もう決まっているものなんですかね。

○神河人事課長 こちらの給与の7割措置でございますが、国家公務員法のほうで、こちらのほう、7割措置されることとなっております。地方公務員においては、国家公務員の状況に合わせて、その給与ということでございますので、今、今回の条例におきまして、7割措置のほうを手当てさせていただくものでございます。

○木村委員 そうしますと、仕事そのものは変わらないわけですよ。しかも今回、今までは再任用という形だったけれども、今回の場合は、要するに正規の職員なわけですよ。60歳過ぎてても。ただ定年が延びるわけだから、仕事も変わらない、身分も変わらない。うなずいてる方がいらっしゃいます。（発言する者あり）それでなぜ7割なのか。やっぱり職務給であるとか、生計費、原則、やっぱり生活していくためのきちんとした所得は補償しよう。あるいは、やっている仕事に対しての職務給というのがあるわけですよ。そういったことに基づいて給与というのは普通決められるものであって、国が7割だからということ、そういう決め方でいいんだろうかというように思うんですよ。これはもう、どこもそういう、今回、一斉にこういう条例改正ってやられているんだけど、地方公共団体は、どこでも7割水準でやっているんでしょうかね。だとしたら、これ、ちょっと引

上げに向けて——やっぱりこれはおかしいでしょう。やっぱり生活していく上での費用というのは、60を超えて変わらなわけですよ。ましてや、病気になることが増えていく可能性すらあるわけですよ。出費が増える、支出が増えるということはあり得るわけで、その辺は、7割水準で、これでよしとする立場でいいのかというのは、私としては思うんだけど、その辺はどうなんでしょう。もう、やむを得ないということなんじゃないかな。

○神河人事課長 考えの基となる国家公務員における俸給月額7割措置につきましては、定年引上げ前の俸給の決定方法や情勢、適用の原則などの考え方を踏まえつつ、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員を含む正社員全体の給与水準を参考に、当分の間の措置として設定したものでございまして、このことは、職務給の原則や平等取扱いの原則に反するものではないというような形のことでございます。

地方公務員につきましては、国家公務員との均衡を踏まえて決定することとされておりまして、国家公務員と同様の考え方により、給料月額7割措置を講ずることは合理性が認められることから、職務給の原則に反するものではないというふうに考えております。

○木村委員 モチベーションに関わるよね。だって、同じ仕事をやって、同じ責任を持たされて、それで身分は、定年が延びたわけだから、正規職員として働いているわけで、なぜ60を超えたら7割になるのかというのは、これはなかなか納得できないと思う。

で、当分の間というのは、これが当分の間で、やがてそれが上がっていくというんだったらともかく、当分の間というのは、これはどういうことなんじゃないかな。やがて職務給に近づいていくという形なのかな。そういうふうに捉えていいのか。

それから、もう一つ、60歳に向けて、あまり給料が上がらないような仕組みに今なっているじゃないですか。そういう流れの中で、当分の間で、上がっていく保証はあるのかなって、やっぱり疑問なんですよね。あれは55ぐらいを過ぎるとあまり伸び、（発言する者あり）60なら伸びない。わっ、ひどいね。そういう傾向の中で、当分の間だから、職務給の原則には反しないといったって、それはなかなか説得力ないよね。ただ、別に皆さん方が不利益になることだから、本当に申し訳ないあれなんだけれども、賛成するのは本当に申し訳ない気持ちになっちゃうんだけど、言うておかないと。

で、当分の間というのは、そういう捉え方。どうなのかな。職務給の原則に違反しないというんだったら、要するに、これ以上下がるということはない、上がることはあっても下がることはないという捉え方でいいんじゃないかな。

○神河人事課長 上がることはあっても下がることはないかということにつきましては、今、私のほうで責任ある答弁はできませんけれども、こちらは、国家公務員につきましては、定年の段階的引上げが完成するまで、つまり令和13年3月31日までに、人事院における検討を踏まえて、政府が所要の措置を講ずるということになっています。ですので、地方公共団体である特別区におきましては、国家公務員における検討の状況を注視しながら、今後、また必要な改正がございましたら、その都度、条例の見直しをさせていただけたらと考えているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 難しいことですよ、これね。民間においても公務員においてもそうですけ

ども、やはり人の配置、人事配置、先ほどものご説明の中にも、最大限活躍してもらうことを目的になんていうことを書いていますけども、そんな簡単なこととは違う。また、年齢が引き上げられて、それの中での千代田区として、人を、いかに最大限活躍していただくような、そういう配置ができるかということは、非常にこれからの中で大切な仕事になってくると思うんですよ。そうすると、人事課のところ、そういう人の配置というものが行われてくるようになるんでしょうけども、いろいろなことを加味した形の中で、やっぱりやっていかなければいけないということが出てくると思うんです。

例えば一時、前区長が採用を一時見合わせた時期がありましたよね。で、普通、企業なんかでも、絶対それはやっちゃいけないとよく言われる話ですけど、それをやっちゃったわけです。で、このカーブの中でも、どうなんですかね、40歳から44歳ぐらいのところになるんですか、ちょっと教えてくださいな。

○嶋崎委員長 その4年間のやつね。

○桜井委員 そうそう。

○嶋崎委員長 はい。行革ってやったんだ。

はい、どうぞ。

○神河人事課長 こちらの採用を控えていた時期でございますけれども、一番上の全職員のグラフ中の30代の後半から50ぐらいにかけての部分だと思います。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 区によって、いろいろな、このカーブというのは恐らくあるんだと思いますけどね、ありますけども、やはりこういう人事を控えたところについては、やっぱりそのしわ寄せがどこかでやはり出てくる。組織を運用するに当たって、なかなか、こういう人数が少なくなってきたところのカーブがやっぱり出てくるということは、組織の運営にやっぱり影響が出てくるんですよ、今後の中で。

で、そういう中で、一つ聞きたいのは、人事課として、人事課として、単に、このグラフの当てはめだけで、果たして、ここに説明をされた最大限活躍をしていただくような体制がとれるのかどうか。そこら辺は、どのようなことを考えながらやろうとしているのか。言葉では書いてあるけどね、これは。豊富な知識、技術、経験等と書いてありますけど、そんな簡単なことじゃないと思いますよ。それをどのような観点で、そういうような人事配置も含めた形の中でやっていくのかということが、もう少し見えるように説明してもらいたい。

○神河人事課長 高齢期の定年延長の対象を迎える職員たちをどのように庁内で配置し、活用していくかということについてでございますけども、やはり高齢期の職員につきましても、若い職員と比べまして、知識、経験、こういったものは、やはりこれまでの区政を支えてきた者たちでございますので、その辺は頼りにできる部分だと考えております。ご本人の、これから人事異動のヒアリングの時期を迎えますけれども、各職場において、自分の能力をどのように発揮されたいのか、そういったことを一人一人の職員から伺いまして、それを踏まえて、人事配置も検討してまいりたいと思います。

また、一方で、ただ定年が延長されるということだけにはとどまらず、やはり職員の、高齢期の職員には、やはり健康管理上の問題も恐らく出てくるかだと思います。そういった意味では、職員職員の体調により、そういった配置場所を考えるということも大切なこと

だと考えております。その辺は、その職員の意見、所属長の意見、各課と調整をしながら、配置を検討してまいりたいと思います。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 いいですか。

大坂委員。

○大坂委員 1点だけ確認をさせてください。

桜井委員と少しかぶるところではあるんですけども、30代後半から50代にかけての採用が一時期止まっていたと。これがもう、本当に民間企業で言う、いわゆる就職氷河期世代と全かぶってしまっているというところで、私も一般質問のほうで過去に2回ぐらい、この問題については官民挙げてしっかりと解決に現場で取り組んでいかないと、将来、日本国の中が非常に大変な状況になるよということを問題提起させていただいています。

で、この定年の延長ということに関しては、本当に時代の流れでもありますし、実際、65歳という年齢が、まだまだ若いんじゃないかというような印象も私は持っています。民間企業では、もっと、70、80でも、本当に現役バリバリで活躍されていらっしゃる方もいますので、そういった点については、もっともっと延ばしてもいいんじゃないのかなという印象は持っておりますが、こうした、65まで定年を延長することによって、一時的に、千代田区においては、サービスをしっかりと保っていくだけのめどが立つというか、喫緊に著しく品質が落ちてしまうというようなことは避けられるような状況にはなるのかなというふうな認識はしているんですけども、その一方で、これまで、ここ一、二年程度ですかね、就職氷河期世代に向けた中途採用を行ってきていると思っておりますが、これが、この定年延長が行われることによって、どういうふうに変化をしていくのか。それと同時に、区として、氷河期世代について、対策ですね、どのように考えているのか。この2点だけ、ちょっと確認をさせてください。

○神河人事課長 こちらの就職氷河期世代が少ないことにつきましては、先ほど大坂委員がおっしゃったとおり、中途採用であるとか、氷河期採用のほうも、併せて実施しております。対応しているところでございます。はい。

また、一方で、やはり新規職員の採用、最近増やしております、各職員、若いながらも、各課で、各所属で、責任のある職務を担っているところでございまして、そこはかなり存在感を發揮してきているのかなというふうに感じているところでございます。

なかなか、今、大体1年度当たり70人から80人を超えるほどの、70人、80人ほどの職員を採用しているところでございますけれども、やはりこれは職員数の1割に近いぐらいの数になりますので、安定的な組織運営の観点では、採用数としては限界であるというふうに考えておりますが、今後のやはり需要数であるとか職務増なども踏まえて、採用は続けていきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 新規の採用ではなくて、中途の採用をどうしていくのかということについて確認したかったんですけども、その点についてどうでしょうか。

○神河人事課長 中途の採用につきましても、やはりこういった年齢のアンバランス感を少し是正できるように、採用は、決して多くは採用できないところではございますけれども、引き続き対応してまいりたいと考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

さっきのやり取りの中で、若い職員の皆さんが、管理職にチャレンジするに当たって、5年、10年という話があったけれども、実際に何か対策は講じているんですか。若い人たちに、どうか次代を担ってもらいたいんだというようなことの対策というのは、具体的に何か講じているんですか。

○神河人事課長 管理職育成に向けた対策でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、若手の職員、入庁時から責任ある仕事を任されて、各職場の要所で活用しているような現状がございます。こういった、OJTを基本とした職員研修の実施、また、人事制度としての人事異動、ジョブローテーション、それから目標管理型人事評価制度というものもございます。また、昇任制度などの運用等もございますので、そういったもので、職員の能力、経験、モチベーションを育てていきたいと考えているところでございます。

もちろん、管理職を若い職員が目指すためには、私たち管理職の立ち振る舞いや職員への接し方、こういったものも大変重要な意味を持ってくるかと思えます。ですので、職員のキャリア形成に大きく影響することだと私考えておりますので、管理職一人一人が職員の育成の重要性を認識しまして、これまで以上に意識して取り組むようにしていければなというふうに考えているところでございます。

○嶋崎委員長 これまでの対策については、今までもいろんな、総括でも何度もやり取りがあったんだけど、こういう制度が出てきたわけだから、さらに踏み込んでいかないと、やはり今後の、非常に不安材料になるよね。だから、そこら辺も含めて、今回はきちっと受け止めていただかないとまずいのではないかなというふうに、今のやり取りを含めて聞いていて、様々な対策を講じていくというところの確認でよろしいですか。

○神河人事課長 大変重要な視点だと思います。今、受験対象者数も増えてきておりますが、そのことに甘んぜずに、やはり積極的に受験勧奨を進めていける具体的方策、研修だとか組めないか、そこは今既存の研修なども見直ししながら進めてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○小枝委員 この1-2の資料、分かりやすいというふうに申しましたが、今後の、こう、今回はこれで結構なんですけれども、男女の比というか、女性がどのぐらいなのかというの分かるように、手元で整理しておいていただけたらなというふうに思います。その推移というの、やっぱり大事だと思いますので、そこはちょっとご指摘をさせていただいて。

それから、もう一点だけ。どうしても幹部職員のほうに目がいきますが、係長職あるいは一般職で活躍して下さって、いい仕事をして下さっている方も多いわけですよね。その方たちの状況というのが、見えにくいというか、その後、再任、今までであれば再任用という形ですけれども、その方たちの活躍というか、引き続き、いい、例えば条例をつくって下さったり、区民のために働いてくださるという意味で、どういうふうな位置づけになっているかということだけ、ちょっとお答えを出しておいていただきたいと。分かりやすく説明していただきたいと思います。

○神河人事課長 男女比に関する資料につきましては、また別の機会にご用意させていただ

だけたらと思います。

ちなみに、今、職員を構成する男女比につきましては、男性53%、女性47%程度でございまして、近年、女性の採用数が、（発言する者あり）男性職員を上回っておりますので、かなり今後も近づいてくるのかなというふうに考えております。

また、高齢期の係長職、一般職の方々、もちろんご活躍いただいています。今は60歳で一度定年を迎えまして、再任用制度ということで、希望により65歳まで働いていただくような形になっておりますけれども、そういった再雇用制度の中でも、やはり困難な職場において係長の重責を果たしていただいている方もいらっしゃいます。そういった方々のまた経験や知識も、今後も頼りながら進めてまいりたいと思います。

○小枝委員 はい、じゃあ。確認ですが、そうすると、係長職、一般職の方は、60歳で1回辞職というか、辞表を出すというか、退職という手続を経ることは、これはもう変わらないということなんですか。

○神河人事課長 すみません。説明が少し分かりづらくございまして、申し訳ございません。

来年の4月からは、定年年齢が、管理職に限らず、一般の職員も含めてですが、61歳、62歳と、延長してまいりますので、そういった意味では、今までは60歳で一旦定年退職をされていた方が再雇用だったのが、61歳、62歳、ご自身の定年年齢を迎えるまでは、職員としてご活躍いただけます。ただ、62歳を過ぎても、65歳まで働いていただくようなお気持ちがあるならば、希望があるならば、それは暫定再任用制度という、今の再任用制度と同様の内容で、65歳までは働いていただくことができるようになります。

○小枝委員 分かりました。基本は同様だということが分かりました。

今回、決算とかもありますので、その中だと思いますが、そうすると、今度は短時間公務員の処遇というのが非常に重要になってくる部分もあるというふうに認識しております。というのは、やはり日本というのは、こういう雇用の仕方ですけれども、オランダじゃないですけど、短時間公務員というのは、非常に本当は実は重要で、そういう働き方に責任も処遇も、しっかりとした処遇も委ねていくということも、公務員という基盤をしっかりさせていく面では重要だというようなことをよく言われるので、それについては、また別の機会に当たりたいと思いますので、ぜひ意識しておいていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、質疑を終了いたします。

採決は1議案ずつ行いますので、よろしく願いいたします。

それで、（「討論」と呼ぶ者あり）討論は。あ、ちょっと待って。

休憩します。

午後11時29分休憩

午後11時29分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

大変失礼しました。1本、議案47号の育児休業に関してのご説明が抜けておりました。改めて、執行機関からご説明を頂きます。

○神河人事課長 それでは、議案第47号に関しまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、政策経営部資料2-1によりご説明いたします。

1、趣旨でございます。改正地方公務員の育児休業等に関する法律が令和4年10月1日付で施行されることを踏まえまして、職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、非常勤職員、ここでの非常勤職員というのは会計年度任用職員とご理解いただければと思いますが、非常勤職員が育児休業を取得しやすくするように、育児休業の取得要件の緩和や取得方法の柔軟化を行う改正を行うものでございます。

2の概要でございます。

大きく2点ございまして、まず、（1）非常勤職員が子の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する場合の要件の緩和でございます。こちらを、資料を読み上げるだけでは大変分かりづらくございますので、その下の（2）の部分も含めまして、3ページの参考とある資料のほうでご説明をさせていただきます。3ページ、ご覧くださいませ。

改正概要①、改めまして（1）非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、子の誕生日から57日間（出生後8週）の期間内に育児休業を取得する場合の改正内容でございます。ここに子の誕生日から57日間とありますが、この期間は、女性の産後休暇の期間ということでございます。女性職員であれば、この産後休暇を利用いたしますので、こちらの要件緩和の対象となるのは主に男性職員でございます。男性職員が配偶者の産後休暇の期間に育児休業を取る場合の内容になります。民間では、この育児休業のことを「産後パパ育休」と呼んでいるところでございます。非常勤職員が、この期間内に育児休業を取得するときには、青い帯内に記載しております、任期が満了しないこと、それから区の職員に採用されないことが明らかでないことといった、在職期間に関する要件がございます。その在職要件は、現在、子が1歳6か月に達する日までとなっておりますけれども、改正後は、黄色い帯のように、子が57日と6か月に達する日となりますので、おおむね10か月間ほど期間短縮されまして、育児休業が取得しやすくなるということでございます。

続きまして、改正概要②の、そのうち（1）非常勤職員の育児休業の取得方法の柔軟化①、子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間に育児休業を取得する場合でございます。こちらの改正内容は、男性職員・女性職員を問わない内容でございます。現在、非常勤職員が、子が1歳から1歳6か月までの間に育児休業を取得するときには、左側でございます現行の事例①のように、子が1歳になる日まで当該職員が、その配偶者が育児休業を取りまして、当該職員がその翌日からこれに連続するような形でなければ取得することができません。改正後は、右側の事例②のように、その翌日からなくても、配偶者の育児休業期間と一部重ねたり、交代で取得することができるようになるということでございます。また、事例③のように、育児休業の期間内に育児休業の失効あるいは取消しの事情が生じ、育児休業が中断した場合で、その失効や取消しの事情がなくなった場合には、再度、育児休業をすることができるようになります。その特別な事情ということでございますけれども、事例③の図の下に記載しておりますような、例えば子のために育児休業する職員が、疾病・けが等により、その子を養育できないような状況になったときに育児休業が取り消されることとなりますが、疾病等から回復し、子を再び養育できるようになれば、再度、育児休業することが可能ということでございます。今まではこういった取り方もできなかったということでございます。

以上のように、これまで認められなかった事例②、事例③のような場合に、育児休業することが可能となりますので、より制度を利用しやすくなるということでございます。

今申し上げたのは、子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間に育児休業する場合の内容ですが、資料一番下に、（2）子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間に育児休業を取得する場合、こちらも上の図において説明させていただいたものと同様に取り扱えるようになります。

左側のページの2ページにお戻りください。2ページです。

これまでの説明で、上から4行目ぐらいまでを説明させていただきました。

次は、（3）のその他の規定整備として3点でございます。

まず、法改正により育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、取得の際の育児休業等計画書の申出が不要となることから、関係条文を削除いたします。

2点目、非常勤職員に加え、任期付職員も任期の更新又は継続採用時における再度の育児休業を可能にする。ほかの規定整備も行ってまいります。

3、新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

改正条例の施行期日は、令和4年10月1日からでございますけれども、定年引上げに関する規定整備部分につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

この条例に関しましては、先ほどの定年引上げに関する改正を合わせた改正となりますので、よろしく願いいたします。

引き続き、前回、小枝委員から資料要求いただいております資料について、政策経営部資料2-2にご用意いたしましたので、そちらのご説明をさせていただきます。

資料2-2をお手元にご用意ください。今回の条例改正の対象となります会計年度任用職員の部別の人数とその推移、そして、会計年度任用職員の育児休業の取得状況をまとめた資料でございます。

会計年度任用職員制度は、令和2年度からの制度でございますので、令和2年度以降の3年度分、いずれも4月1日時点の人数等をまとめたものでございます。

表の一番右下、一番下の行にある合計のとおり、令和4年度の4月1日時点で、505人の会計年度任用職員を任用しております。

割合的には子ども部が全体の8割を占めておりまして、育児休業を取得しておりますのは、子ども部内の3名、全体505人中の0.6%ということでございます。

取得しておりますのは、いずれも女性職員でございます。男性職員の育児休業は、過去3年度において実績はございません。

男性職員が取得していない理由でございますけれども、全体505名中、45歳以下の男性職員数が16名ということでございますので、育児休業の取得対象となる者が少ないことが、その理由と考えているところでございます。

今回の条例改正は、より育児休業を取得しやすくするものでありますので、引き続き、周知等を図ってまいりたいということでございます。

資料の説明は以上でございますが、最後に、前回の委員会において、岩田委員から、常勤職員と非常勤職員との育児休業取得に当たっての制度上の差異についてのご質問を頂いておりますので、ここでご回答をさせていただきます。

この点については、大きく2点でございます。

まず、1点目でございます。非常勤職員が育児休業を取得するには、先ほどご説明いたしましたような、在職期間であるとか、あと、週3日以上または年間121日以上といった、勤務日数に関する要件がございます。常勤職員には、これはございません。

2点目でございます。育児休業が取得できる期間でございますが、非常勤職員は最大でも子が2歳になるまでとなっているところでございますが、常勤職員は子が最大3歳になるまでということになっております。

これらの違いは、会計年度任用職員は1会計年度を任期とするものであることから、一定の差異があるものと考えているところでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。ごめんなさい。一つ抜けておりました。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○岩田委員 ご説明ありがとうございました。

今、常勤職員と非常勤職員、会計年度任用職員との育休の違いを、ちょっと最後に説明していただきました。取りやすくなったのはいいんですけども、やはりこう、差があって、取得要件が3年以上で年間121日とか、あとは取得可能期間が、常勤職員は子どもが3歳まで、でも、非常勤職員は子が2歳まで。働いている体系が違うから、違うということなんですけども、根本的に、何でそういう区別をつけたのかなというところを、すみません、ちょっと、もう一回お願いしたいと思うんですが。

○神河人事課長 なぜこのような差異があるかということについてでございますが、まず、取得要件のある、なしにつきましては、やはりこれは常勤職員と、あと非常勤職員、常勤職員は期間の定めがない雇用であることに対してというところで、やはり一定の勤務の日数や時間も短くてというところには、ある程度制限をしたりとか、そういった必要性があるところなのかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、最大で非常勤職員の子が2歳になるまで、常勤職員が最大3歳になるまでということでございますが、こちらも、大変申し訳ございません、ちょっと、私もちょっとお調べしてみたんですけども、ちょっと明確な答えが、私が探した中ではちょっと見つかっておりませんで、これは先ほど申し上げたとおり、やはり常勤なのか、それとも1年を、その会計年度とするものなのかというところでの違いであるのかなというところで、ちょっと今はここまでしかご回答できないところでございます。申し訳ございません。

○岩田委員 これは法律で定められているということで、まあ、やむを得ずというところもあるんだと思うんですけども、まあ、じゃあ、結局は働いている日数とか期間とかが違うので、それを逆に常勤職員も非常勤職員も一緒にしてしまうと、今度は常勤職員から何で一緒なんだというような気持ちも出てしまうのかなというような気もしなくはないんですが、そういうこともあり——やっぱりある程度の区別はやむを得ないというような感じでしょうかね。

○神河人事課長 常勤の職員が、非常勤職員と条件が同じことについて、何かしら感想を覚えるかどうかというところは、ちょっと分からないところではございますけれども、やはり法律上で、やはり全国的、ちょっと一律な形で規定をするものでございますので、そこはご理解を頂ければと思います。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 関連しますが、今回の改正自体は、取りやすくする制度ですので、細やかに、よく組立てがされているのではないかと思います。会計年度任用職員が、制度が始まって3年、目標とするところは、その個人の生き方にもよりますが、例えば保育園の保育士さんである場合、常勤になりたいというか、そこに向かっていて職員もいるわけなので、たしか、この制度の議論のときにも、その話があったように思うんですが、子どもを産んでも、育てながらでも、働き続けられるということの趣旨からすると、こうした職員が正規採用に結びついたというような事例があればというふうに思うんですけども、どんな状態でしょうか。

○神河人事課長 会計年度任用職員が正規の職員になった事例があるかということにつきましては、これは、あるように伺っています。会計年度任用職員に限らず、派遣社員も採用の事例はあるようでございまして、中途採用、そういったところで対応されているということでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、改めまして、質疑を終了したいと思います。

1本ずつ採決を行いますので、ご協力をお願いいたします。

まず、議案第43号、討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、これより採決に入ります。

議案第43号、千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第43号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第44号、討論はよろしいですか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第44号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第44号は可決すべきものと決定をいたしました。

続けます。議案第45号、討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第45号、職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第45号は可決すべきものと決定をいたしました。

続けます。議案第46号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第46号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第46号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第47号は可決すべきものと決定をいたしました。

続けて、議案第48号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第48号、公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第48号は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第49号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第49号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第49号は可決すべきものと決定をいたしました。

続けて、議案第50号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第50号、千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第50号は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第51号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 賛成全員です。よって、議案第51号は可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第52号、討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第52号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第52号は可決すべきものと決定をいたしました。

一連の10本に関しましては、以上で終了いたします。

休憩します。

午前 11時49分休憩

午後 1時00分再開

○嶋崎委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案の審査を続けます。

次に、議案第53号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料3-1をご覧ください。手数料条例の一部改正についてでございます。

改正理由につきましては、1番のところに記載のとおり、建築基準法が改正されまして、建築基準法において、85条の5項と87条の3の5項のところに新たな規定が追加されました。そのため、建築基準法はそれ以降一つずつ繰り下がっております。この改正された部分を引用している千代田区手数料条例がございますので、その部分の項ずれを改正する必要が生じております。

改正の内容です。手数料条例の建設関係手数料において、ここに記載の建設関係手数料の事務の45、45の2、50の6及び50の7の項において、改正された建築基準法を引用している箇所を、一つずつ項番号をずらす改正となります。

施行予定日は公布の日でございます。

新旧対照表を別紙でおつけしておりますので、内容をご確認いただければと思います。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了し、討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

それでは、議案第53号、採決に入ります。

議案第53号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に――ごめんなさい。出席者は全員です。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員。よって議案第53号は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○武建築指導課長 それでは、環境まちづくり部資料1-1、1-2、参考資料にて、千代田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

この案件は、9月2日に行われました東京都都市計画審議会で審議し議決された、飯田橋駅西口地区地区計画変更案件を建築条例として定めるものでございます。

それでは、資料1-1をご覧ください。

1、改正理由でございます。飯田橋駅西口地区地区計画の変更に伴い、建築基準法第6

8条の2に基づき、条例の内容を変更するものでございます。

2の改正概要でございます。（1）条例別表第1「飯田橋駅西口地区地区整備計画」について、区域の変更を踏まえ変更するものでございます。（2）条例別表第2「23 飯田橋駅西口地区地区計画整備計画」について、地区計画の変更内容を踏まえ、計画区域の区分の追加、建物の用途制限、容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度に関する制限を変更するものでございます。

右上の図をご覧ください。こちらは飯田橋駅西口の地区になっております。黒線の地区計画のA地区がもともと定められた地区計画でございます。A地区は、現在、飯田橋スクラテラス、パークコート千代田富士見等が立地する地区となっております。今回、地区整備計画変更により、B-1、B-2地区が追加されます。B-1、B-2地区につきましては、市街地再開発事業と一体的に整備していくこととすることが、千代田区都市計画審議会で議決を得ました。また、B-1、B-2を含む地区計画が東京都都市計画審議会で議決されました。今回、地区整備計画の中で建築制限を設けた項目を建築条例として規定するものでございます。

左の経過と予定をご覧ください。平成20年6月に飯田橋西地区地区計画の都市計画決定がなされ、併せて建築条例を改正しております。その後、令和4年4月8日、東京都において地区計画素案の公告・縦覧を2週間、意見書の提出期間を3週間設けておまして、この、これは都市計画法16条に基づいて行ったものでございます。6月9日から東京都、千代田区におきまして、地区計画案及び市街地再開発事業の公告・縦覧2週間、意見書提出期間2週間、こちらは都市計画法17条に基づいて行われております。7月26日におきましては、千代田区都市計画審議会におきまして市街地再開発事業の審議がなされ、議決されております。9月2日におきましては、東京都都市計画審議会において地区計画が審議され、議決されております。今後、10月に地区計画、再開発事業の都市計画決定・告示が予定されております。

右下の条例別表第2をご覧ください。今回、条例として定める項目の概要でございます。既存地区をA地区と定め、B-1、B-2を追加し、制限を追加するものでございます。建築物の用途制限でございますが、A地区で制限していた制限と同様に、共同住宅の床の制限を加えるものでございます。容積率の最高限度でございます。B-1地区は850%、B-2地区の容積の最高限度は500%としております。容積率の最低限度でございますが、B-1地区が200%、B-2地区が20%。建蔽率の最高限度でございますが、B-1地区が70%、B-2地区が80%。敷地の最低限度でございますが、B-1地区が500平米、B-2地区が100平米としております。建築面積の最低限度でございますが、B-1地区が200平米、B-2地区が30平米としております。壁面の制限でございますが、後ほど別の資料でご説明いたします。高さの最高限度は、B-1地区は130メートル、B-2地区が40メートルとしております。

次ページをご覧ください。こちらは参考資料としてつけさせていただいております再開発促進区を定める地区計画案の内容でございます。

B-1、B-2地区において地区整備計画が定められております。上の主な公共施設としましては、早稲田通りを区画道路として定めております。地区施設としましては、区画

道路、広場、歩道状空地、貫通通路を定めております。

また、左下の表の建築物等に関する事項でございますが、項目の前に丸の項目をつけたところが建築条例として定めることとしております。このうち、壁面の制限について右下の図でご説明させていただきます。早稲田通りに面する茶色の部分が壁面後退2メートルを示すものでございます。オレンジ色で示してある部分が壁面後退4メートルとして定めているものでございます。

次ページをご覧ください。こちらの資料は、地区計画でB-1、B-2地区に当たる富士見二丁目3番地区第一種市街地再開発事業の内容でございます。この再開発事業により、右の施工区域図の中で右上にある千代田区特別区道線第278の道路が、現況が6メートル程度の道路幅員でございますが、この事業により8メートルから9.5メートルへ拡幅する計画となっております。また、右下の建築敷地外の整備計画でございますが、この計画により広場整備や道路に面して歩道状空地が拡幅されることが定められております。

次ページの1-2の新旧対照表をご覧ください。条例第1、先ほどご説明したものですが、こちらの下から8行目の右の欄の、この地区計画の変更に伴い、下から8行目の右欄の区域欄が変更するものでございます。

裏面の新旧対照表をご覧ください。条例別表第2「23 飯田橋西地区地区整備整備計画」でございます。この中に壁面の位置の制限がございますが、「ひさし」の漢字が建築基準法内では平仮名になっておりますので、A地区も含め変更しております。また、「壁面位置の制限」内に「計画図3」とございますが、この資料につきましては都市計画法の地区計画で表示するものでございまして、最後に参考資料2ということにつけさせていただいております。

この条例につきましては、公布の日から施行を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの説明を頂きました。

質疑に入ります。

○大坂委員 この地域については、区有地等も入っていると思いますので、丁寧に進めていただければと思います。地域において長期間にわたってこちらまちづくりについて議論されてきたと思うんですけども、そもそもこの件に関して、都市計画を定めるきっかけというのは何だったのか。地区における課題認識などを含めて、改めて説明をお願いいたします。

○大木神田地域まちづくり課長 まちづくりに関するご質問でございますので、私のほうから答えさせていただきます。

計画地に接する早稲田通りや大神宮通りというものは、沿線に店舗が集積し、にぎわいがある通りが形成されているものの、計画地に十分な滞留空間がなく、駅前であるにもかかわらずオープンスペースが不足しておりました。また、見通しの悪いクランク道路や、歩道のない道路、不連続で狭小な歩行空間が存在し、歩行者の安全性に課題がありました。さらに、老朽化した木造建物や緊急車両の進入が困難な細い街路など、防災上の課題があることなど、多くの課題がある地区であったことから、平成23年頃から地域の方が勉強会を立ち上げて、まちづくりの検討を進めてきたというところでございます。

○大坂委員 23年からということで、ここに地域に関しては本当にこの10年で大きく

街並みというのは変わってきているところだと思います。一番最初にプランができ、警察病院の跡地がサクラテラスになり、飯田橋駅の西口もきれいになりました。同時に東口のほうも、都市計画というか、再開発が行われるというような形になっていくと思うんですけども、この本計画に至るまで、千代田区としてどのような指導、誘導をしてきたのか、西口地区地区計画に係る上位計画ですとかその位置づけについて、改めて確認したいと思います。

○大木神田地域まちづくり課長 当地区につきましては、千代田区の都市計画マスタープランにおきまして戦略的先導地域に位置づけられております。飯田橋周辺整備と連続した都市機能ですとか空間充実などが掲げられております。

また、平成17年に設立した飯田橋・富士見地域まちづくり協議会におきまして、飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想や飯田橋・富士見地域まちづくりガイドラインが策定されておきまして、この中で、駅周辺ゾーンに位置づけられております駅周辺の一体的な機能更新と併せて、駅周辺のゆとりとにぎわいのある形成を図りまして、多様な居住を確保することなどがまちづくりの基本的方向性として示されております。

これらの計画の上位計画に沿って計画を誘導いたしまして、飯田橋駅前にふさわしい街区としての広場空間及び歩道状空地の確保、都市機能の更新が図られる市街地再開発事業の都市計画案とともに地区計画の変更案がまとまったことから、都と区と役割分担の下、都市計画の手続を行ってまいりました。

以上でございます。

○大坂委員 先ほども言いましたけれども、ここの地域に関しては、もう既に開発が終わっているところで、これからさらに再開発が進んでいくところ、いろいろと混在していると思います。ですので、各地区の開発についてしっかりと連携を取っていくこと、情報共有をしていくことというのがすごく重要なのかなと思っているんですけども、それらの開発に対する役割分担ですとか全体的な調整というのは、どのように行っているのでしょうか。

○大木神田地域まちづくり課長 飯田橋駅周辺のまちづくりにつきましては、住民、大学、それから開発事業者、鉄道事業者等で構成する飯田橋・富士見地域まちづくり勉強会におきまして、地域のまちづくりについて検討を進めてまいりました。これまでの計画も、まちづくり協議会の検討の中で、飯田橋駅の西口、東口について都市開発と連携した交通施設等の検討を進めてきたものであり、その検討に沿って既にサクラパークが整備されて、東口では飯田橋駅東地区の都市計画決定がされております。

なお、今回の地区計画変更部分につきましても、このような一連の流れの中で飯田橋駅西口駅前の空間を整備していくものであり、今後の東口の駅整備につなげていくためにも重要な開発計画となっていると考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。いずれにしましても、本当にこの10年間でがらっと街並みが変わってきた地域だと思っていますし、ここも引き続き、駅前の整備と併せて一体的な再開発が行われることを地域の方々も期待をしていると思いますので、しっかりと丁寧に進めて行っていただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 今、大坂委員言われたとおり、丁寧に進めていくと。

この富士見二の3だけではなくて、飯田橋のまちづくりに関しましては、特別委員会の

ほうでも何回かご説明させていただいています。先ほどの連携ということが大変必要だということですので、この富士見二の3以外に、今後の飯田橋の整備について、逐一特別委員会のほうに報告させていただき進めていきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

ほかにありますか。

○小枝委員 左側の経過と予定ということで、ざっくりまとめられています。平成20年のこの地区計画をかけた基になったのは、MO、当時MOという、マネジメントオフィスという、委託をしたコンサル会社、パシフィックコンサルタントでしたかね、がここを請け負って、まちづくり整備方針というのをつくられたのが、まだ今でもそれが土台になっているのかどうかを確認したいと思う。

○大木神田地域まちづくり課長 この土台になっている、基本計画に頂いているご質問かと思いますが、それはまちづくり協議会でつくった整備方針ということだと考えますけれども、それにつきましては、今のこの地域の計画の土台というか、上位計画になっているところがございます。

○小枝委員 民間会社に、相当当時は問題になったんですが、丸投げのような格好になってしまって、なかなか協議会のメンバー以外、まあ、行政がやっても同じことはあり得るんですけども、住民が情報を得たり参画する余地というのがなくてできてしまったというような背景があって、その整備計画が今でも将来像になっているのであれば、それを本当にそのままいいのかというのを捉え直していく。当然、超高層型がもう幾つも並ぶようなイメージ、それこそがまちづくりだという信念のようなものになっていると思うんですね。

でも、ここの早稲田通りというのは非常に道が細いですし、何しろ12時で北に向かうのと南に向かうのが分かれるという珍しい通りなぐらいで、その容量がかなり限られている。しかも隣に、北側に神楽坂という中層の商業地を、にぎわいのまちを抱えてみる中で、牛込橋のところの超高層開発が一体どこまで進むのかと。容積緩和。もともとここは400%の住居地域だったところですから、再開発が何でも悪いとは言いませんが、何でも超高層で容量を拡大していだけじゃまちづくりではないだろうと。ただ、地権者に見れば、どうせ開発するなら、それはもういっぱい緩和をしてもらったほうがいいのかというふうに思ってしまうのも事実だと思うんですね。補助金も多いほうがいいし、容積も多いほうがいい。その全体像というのがなかなか見えにくくなる中で、この開発が進んでいるようにも思うんですけども、行政はその辺の検証というのをどこかで議論しているんでしょうか。

○嶋崎委員長 これ、今でもまちづくり、まち協はあるんでしょう。まちづくり協議会をやっているよね。地域全体でね。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 今、委員長言われたように、ここは飯田橋の富士見地域まちづくり協議会というものが立ち上がっております。それが平成17年ですね。そこで協議会の設立というところで。

私はいんまり、すみません、MOのことをちょっとあまり詳しくないので、申し訳ないんですけど、MOがいつ立ち上がって、何を策定したかというところまで、ちょっと頭の中に入っていないんですけども、翌平成18年に飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想が策定されております。その翌年、19年に飯田橋駅及び駅周辺整備構想を策定、平成20年に飯田橋・富士見地域まちづくりガイドラインが策定されたと。平成26年には飯田橋駅東口周辺整備構想策定ということで、飯田橋・富士見に関しては、平成20年度のガイドラインなんですけれども、令和3年にガイドラインの補足基準策定、令和4年、今年ですね、今年も、つい7月だったと思うんですけど、協議会をやらせていただいて、そのガイドラインの補足基準の改定を行っております。ガイドラインが大本ではあるんですけども、時代に合わせて少し改定をさせていただいているというところがございます。その検討会のメンバーに関しましては、町会の方々、商店街の方々、大学、各地区の開発業者、鉄道事業者と千代田区というところがございます。

一方で、先ほどご説明したように、千代田区内ではいろいろと飯田橋の開発があるんですけども、周辺の新宿区、文京区だとか、そこら辺にも動きがあるということですので、令和元年に飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会というものが設立されておまして、細かいところは特別委員会のほうでご報告させていただきたいと思っているんですけども、その検討メンバーは、国土交通省、東京都、千代田区、新宿区、文京区、JR東日本、メトロ、東京都交通局といった形で、飯田橋駅を母体として、周辺の、千代田区だけではなく検討を深めていこうよという検討会も立ち上がっていますので、そこら辺の検討状況も、今日はちょっと資料を用意しておりませんが、特別委員会のほうで報告をさせていただければなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 今日は条例をどうするかという議案ですので、それに基づいて質疑をしますと、駅周辺の会議体ができたということは、何らかのまた再調整なりに入っていく、いかなないと、要するにもう従来のようににぎわいだ何だといっても、非常に子どもたちにとってもビル風が危険だったり、都計審でもおっしゃる方がいましたけれども、住んでいるけれども子どもの自転車がそのまま風で横倒しになって転んだと。せめてもう風の緩い場所に方向指示を出してほしいということを発言されておりましたね。非常にリアルで切実な話で、つむじ風のような、もう突風が吹くんだらうなど。それも年にたまにじゃないんだらうなというふうなことはいろんな人から聞くんですよ。つまり、サクラテラスのところを今回拡張しようと、B-1とB-2と。また、青く囲んだ、ここはたしか今回入っていないエリアの大学だか病院がありますよね。そこもどうなるのか。また、これが何か東側のほうにまで何か波及するというようなこともおっしゃいますよね。

で、全く事後検証的な、サクラテラスをやったけれども、よかったこと、よくなかったこと、もう出ているはずなんですよね、これだけ日にちがたっていれば。こういう点がよくなかった。子どもの育ちにとっても非常にいろいろな問題があったり、まちからいろんな声が聞こえてきます。また先ほどビル風の問題があったり。いいことも悪いことも、やっぱりちゃんと事後検証をかけながら次の方向性に影響を与えていかないと、ただ、何十年前の民間がつくった計画沿いで行ってしまうと、せっかく持っている本当は歴史ある牛

込橋のこの周辺のかいわいの魅力がなくなってしまう。薄れていってしまうのではないかと
いうふうに思っている住民の声もあるはずなんです。あるはずなんだけれども、表に
出てきていない。そういう、出てきていないのか、行政のところまでとどまっているのか。
そういうことに関して、このままこの公共施設も含め超高層型の再開発ということを、区
民は、本当にこのエリア全体の区民が歓迎しているのかというところは、非常に不安だろ
うなと思うし、不満を持っている人の声もかなり町会運営の中核にいる方たちからも聞
えてくるんです。それについてはとても心配なんですけれども、区はどう受け止めて、率
直なところを、どういう声をつかんでいるのか、伺いたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 風環境に関しましては、今、小枝委員言われたように、都市
計画審議会の中でもいろいろとご議論いただいたと。で、事後でありますけれども、でき
ることにに関して検討して、事業者のほうにも何らかの検討を進められないかというよう
なところは、もう既に声かけもさせていただいているというようなところでございます。

今度新たにできる建物に関して、まだ設計が細かく決まったわけではありませんので、
やはりその建物に関しての設計が進んでいく段階で、どのような風の状況だとか、そうい
ったところに関しましては、説明、区も入りますので、それは説明していく必要がもちろ
んあると思いますので、それはしっかりやっていきたいというふうに思っています。

一方で、まだ本日はもちろん結論は出ておりませんが、特別委員会の中だとか都
市計画審議会の中でも、事後の評価、事前事後の評価をしっかりやって、その事後の評価
については、何というんですかね、建物の整備が終わったら事業者が撤退するというこ
とではなくて、その後もしっかりと責任を持ってやっていただけると、そういう検討をする
べきだということで、本会議でもご質問いただいて、私も検討したいというふうにご説明
させていただきました。本日、こういう形になりますということはまだ言えませんが、そ
ういった視点で今後やはりまちづくりは、こういった再開発事業ですね、特に、そ
ういったものに関しては進めていきたいなというふうに考えているところでございま
す。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 すごいベーシックなところなんですけど、B-1地区とB-2地区のところ、
改めて表で見ると、この高さの最高限度が、片や130メートル、片や40メートルにな
っているんですけども、この差ってすごいあるなと思うんですけども、これというのはど
ういうことなんでしょうね。

○大木神田地域まちづくり課長 B-1地区につきましては、この資料にも記載してござ
いますとおり、市街地再開発事業を進めるというところで、例えば広場ですとか歩道の後
退ですとか、そういった空気を設けるというところで、その代わり高い建物を建てていく
というところでございます。

B-2地区につきましては、基本的には現状、早稲田通り沿いに、今、商業店舗が五、
六階建ての建物が建っておりますが、その現状のまま歩道の後退をして建て替えていくと
いうような形で考えておまして、高さ制限につきましては今の現状のまま低い建物を建て
るというところでございます。

○岩田委員 この資料1-1のこの右側の図を見ると、このB-1地区とB-2地区、つ
ながっているというか、それでまた1枚めくってみると、歩道状空地というものにつなが

っているというか、そういうふうに見ると、一体というふうにみなすことができるんじゃないかなと思うんですね。でも別に、だからといってB-2のほうを高くしろと言っているわけじゃなくて、もしも一体として考えているんだったら、まちづくり的に、何かこう、あまりにも40と130というのはすごい離れ、高さの限度があまりにもちょっと違い過ぎるんじゃないかなというふうに感じるんですけど、そこはどうなんでしょう。

○大木神田地域まちづくり課長 今回、B-2地区がこういった形で入った経緯を申し上げますと、もともとこの間にちょっと白い細い通路みたいなのがございますけども、ここは歯科大さんの土地でございます、本来我々としてはこの歯科大も含めて、このB-1、B-2と、あと歯科大と合わせて、一体で開発を進めたかったというような事情がございました。ただし、今回、歯科大さん、そういった区も含めて再開発と一緒に進めないかということでお話をしたんですけど、やはり学校の建て替えスケジュールとどうしてもこの事業のスケジュールが合わないという事情がございまして、歯科大さんにつきましては、今回、地区計画としては区域は広げるんですけども、事業としては、これが終わった後、段階的に進めていくというような経緯になったというところでございます。

B-2地区につきましては、今後、歯科大さんの開発がどうなるかというところ、ちょっとまだ全然決まっていないところはございますけれども、そういったところも含めまして、今後もしかしたら、ここ、またB-2地区も含めて歯科大と一緒にまた開発していくということを含めて、現状として計画しているというところでございます。

○岩田委員 ふーん。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○木村委員 今のとも、まず関連しますけれども、歯科大さんが今度開発するときにB-2地区も一緒にという考え方はできなかったんですか。ちょっとやっぱり施工区域も非常に形がイレギュラーなので、そういった考え方というのはできなかったんですか。都計審ではちょっとそんなような意見があったものですか。

○大木神田地域まちづくり課長 今、木村委員おっしゃったとおり、そのような検討もしてまいりました。ほんと、繰り返しになりますが、区としてはここを一体的に開発したかったという中で、確かにB-2地区の方を歯科大さんまでというようなことというよりは、今回のエリアに含めてというような判断になったというところでございます。

○木村委員 分かりました。地権者さんの意向というのもあるんでしょうからね。

ちょっと何点か伺います。公有地が、区有地が含まれていますでしょ。それで、床と権利変換をするというふうになっていくんだと思うんだけど、その活用方法については、まだ区としては定まっていないと。今日の時点でまだ定まっていないということなんでしょうか。

○大木神田地域まちづくり課長 区有地の検討につきましては、先々月、特別委員会のほうで、区有施設については7月を目途に区案を取りまとめるというようなご答弁をさせていただきましたが、その後、権利変換後の区有床につきましては、幾つかパターン分けを行いまして、その利用意向について庁内に需要調査をしております。その後、その結果、複数件の需要が各部から上げられました。

具体的に7件申込みがございまして、その内容につきましては既に区のホームページに

公表されておりますが、簡単に申し上げますと、子育て推進課のほうから子どもの遊び場、それから福祉総務課のほうから地域包括支援センター、それから生涯学習・スポーツ課から生活学習機能——事務所的なスペース、それから富士見出張所から出張所機能、それから文化振興課から埋蔵文化財の保管機能、それから環境まちづくり総務課から自転車駐輪場、それから災害対策・危機管理課から防災用備蓄倉庫というような申し込みがございました。

その区有地活用検討会の中では、現在は準備組合から示されている権利変換後の床が、基本的には事務所使用になるということ等を踏まえまして、この七つの用途のうち、子どもの遊び場、それから地域包括支援センター、それから生涯学習機能、この三つの用途を現時点での優先として整理して、今、今後そのまた絞り込みを行っているところでございます。

○木村委員 その子どもの遊び場機能と、それからこのB-1地区の市街地再開発事業の中で、子どもの遊び場機能というのは、これは確保できるものなんでしょうかね。いわゆるオープンスペース的なもの。本当にこう、遊び場としての機能が確保できるのか。

○大木神田地域まちづくり課長 基本的には室内の子どもの遊び場をつくりたいということと聞いています。

○木村委員 室内のね。

これは市街地再開発事業と一体で定められる地区計画でしょ。そうした場合に、床面積であるとかがどのくらい確保できるのかだとか、それから、130メートルとなると、何階になるのか分からないけれども、その機能に応じて配置というのも、子どもの遊び場ではそんなあんまり高いところにはできないでしょうから、その辺の公有地の活用については、準備組合との関係で、一定の合意というか、そういうのはできているものなんでしょうかね、この段階で。

○大木神田地域まちづくり課長 準備組合とのお話し合いの中では、区有地の使い方については、今後組合が立ち上がるまでなかなか難しい中、その使用については一般的な事務所使用というところで造ってほしいというようなことを言っておりまして、それに当たって、その後検討していて、区の中での申込みもそういった事務所使用という条件をつけて公募しておりますので、組合事業に支障がないような形で、区としても一定の配慮をしているところでございます。

○木村委員 やはり公有地の活用の仕方というのは、あらかじめ方向性が区としてまとまっていて、その上で区として準備組合としても交渉するというのが本来の在り方じゃないかと思うんですよ。その辺ではまだ非常に、住民参加、公有地であるにもかかわらず、住民参加、あるいは区の内部での協議というのは非常に不十分じゃないかと、この段階でね、そういうやっぱり印象を受けますね。

それで、もう一点確認したいんだけど、ここで容積率が850%、最高限度が決まっていると。それで、これは再開発事業等のときも、進めるときもそうなんだけれども、域外貢献というのをちょっと都計審でも伺いましたけど、域外貢献というのが、この容積率の中に、850%の中には考え方として加味されているということによろしいんですか。再開発等促進区を使うわけだから。

○大木神田地域まちづくり課長 木村委員ご指摘のとおりでございます、飯田橋駅の東

口前の駅前広場の整備の貢献につきまして、この容積のほうにカウントされているところ
でございます。

○木村委員 飯田橋駅東口、どのような貢献の内容で、それによって何%分上乗せされて
いるんでしょうかね。

○大木神田地域まちづくり課長 基本的には飯田橋駅前、駅前広場の整備をするという
ところと、あとはJRの今ガードが非常に暗いというところで、そこを拡幅するというよう
な形で、仮にそういうこと、整備を行うというところで今計画しているもので、詳細につ
きましては今後JR等々と調整しながら決めていくというところでございます。

容積率の評価につきましては、飯田橋東口駅前整備の評価というところで、基準的に1
10%加算されているというところで聞いております。

○木村委員 この都市開発諸制度で域外貢献というのがあって、これは別にこのケースに
限らず、そういう制度としてあると、これは承知しています。これは国の制度としてある
わけなんだけれども、で、飯田橋駅東口の再開発にガード下とか、それがなぜこちらの容
積率上乗せに貢献するのかというのが、これ、こちらに、制度としてあるんだろうけれど
も、なぜ東口へのガード下の整備が容積率上乗せの要因になるのかというのは分からない
んですよ。この近くのね。ちょっとその説明をしていただいて。

○嶋崎委員長 いいですか、先にそこだけ。今の部分。

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 ご答弁お願いします。

○大木神田地域まちづくり課長 この実際、地区計画の評価につきまして、東京都で行っ
て、東京都で判断しているものがございますけど、東京都から聞いている内容によります
と、ガード下の整備をする、それから広場で滞留する人を整理するというところで、歩行
者ネットワーク整備の評価というところが、今回の加算対象になっているというところを
聞いております。

○木村委員 確かに域外貢献で無電柱化だとか、域外の、施工区域外でも、内神田一丁目
なんかはそうですね。三菱地所さんの再開発も無電柱化でしょ。それをやって容積率を
上乗せして。あと緑だとか水辺の一体整備だとか。要するに域外でも、施工区域外のいろ
んな貢献が容積率に上乗せされる。そうすると、何といたしましょうかね、例えば飯田橋東
口の再開発がありますでしょ、再開発、東口のね、都市計画決定された。あれもJR駅の
あれも貢献になっていませんか。容積率上乗せの要因に。ちょっと確認させてください。

○加島まちづくり担当部長 先ほどご説明したように、飯田橋の中で今いろいろと再開発
が検討されている。東に関しては都市計画決定されたというところであります。

飯田橋西口のほうは、かなりJRさんも力を入れてやってきたというところもあるんで
すけど、我々としては西口だけじゃなくて、飯田橋駅全体をとということで当初から考えて
いたというところなので、今回、富士見の二の三のところから東ってちょっと遠いよねと
かという、そういう感覚でいらっしゃるのかなとは思いますが、我々としては、全体
の中で西口が先に整備された。東もやはりやっていくべきだということを考えているので、
飯田橋全体の中で、そういった駅の周り、これ、駅まちの一体という東京都の手法になり
ますので、そういったものを区の再開発、いろいろと検討している部分に関しては、そこ
全体を見ていこうよということなので、木村委員おっしゃられるように、東に関して、

東口の整備関係ですね、今後そこら辺に関しても特別委員会のほうで報告はしていきたいなと思っているんですけども、そういった整備に貢献していただくという形を考えているというようなところでございます。

○木村委員 飯田橋駅東口の、確かに、暗いだとか、いろいろ利用者から声があるというのは私も承知しています。で、JR飯田橋駅の東口の再開発を進めるときに、ガード下も明るいものに、歩行環境をよくしようというのが、一つ容積率に上乗せ要因になっているんじゃないかと。東口でもね。ところが、今回の富士見の再開発でも東口のガード下の整備を域外貢献として容積率上乗せをすると。そうすると、飯田橋東口の整備が近隣のいろんな再開発の域外貢献のいわゆる対象になっていて、一つのね。そうすると、それがみんな周辺の市街地再開発事業の容積率緩和の要因になっちゃうんじゃないかと。そうすると、110%の上乗せされる、その根拠は何かと。例えば全体の飯田橋駅のこれだけ費用がかかると。じゃあ、この何%は東口の再開発事業のときをお願いする。何%は今回の富士見の再開発をお願いをする。今度、飯田橋の四丁目とかとなるみたいなら、残りの部分はここで域外貢献としてやるのかと。何か、そうすると、規制緩和とか容積率の上乗せというのは非常に根拠がいいかげんなものなんじゃないかと。ちょっとそういうふうに思いたくなるわけですよ。

これは東京都がやっていることでしょ。だから、千代田区が云々、なかなか説明できないのかもしれないけれども、ただ、こういう容積率上乗せの考え方というのが、どんどんどんどん容積率を増やすための域外貢献という、そういう扱い方が、非常に根拠のない容積率上乗せの位置づけになってしまって、それこそ無秩序な再開発を誘引するような要素になってしまうんじゃないかと、そういう印象を受けるんですよ。その辺ちょっと、そうじゃないんだということで、ちょっと秩序あるご答弁を頂けるとありがたいです。

○加島まちづくり担当部長 富士見二の3につきましては、前、特別委員会で結構報告もさせていただいて、そのときに高度利用地区という、比較はどうなのということで、区としても高度利用地区という形で、同じようなこの広場の形で850%ぐらい稼げるということなので、今回、再開発等促進区という形でやっていますけれども、容積を上乗せしたからというよりも、この再開発事業、このまちづくりをするためには、域外貢献をしてくださいというのが区としての考え方です。

それと、東口に関しましては、あれはもう高度利用地区なので、再開発等促進区ではありませんので、域外貢献の何%というのはいないんですね。ただ、今言ったように、その再開発事業、駅の周辺でやるものに関しては、西口は整備がされてきた、東はまだまだこれからということなので、そういったところの、容積を上げようが上げまいが、このまちづくりに関してはそういったことを担ってやっていただきたいという趣旨から、域外貢献をお願いしているというようなところでございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。

○大串副委員長 1点お伺いしたいのは、この飯田橋駅西口周辺の整備は進んでいくんですけども、冒頭説明があったように、平成17年にまちづくり協議会ができて、平成20年にガイドラインをつくりましたと。まちづくりガイドラインをつくりましたということなんですけれども、このまちづくりガイドラインに、そもそも、当初ですね、描かれて

いた、この飯田橋駅西口の、どういうまちにしたいのか、するのかというのは、特別委員会に資料として出ているかもしれないけれど、当委員会ではまだですので、概略で結構ですので、どういうものを目指したのかだけ教えていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 一番目指したのは西口の駅前の広場ですね。広場が全くなかったと。それとあとはJRの駅舎のところの出入口ですか。ちょっと名前は間違っているかもしれませんがけれども、駅前のところに、〇〇街、千代田街でしたっけ、それがあたりだとかして、そこがあることによって、駅広という感じが飯田橋の西口はまるきりなかったというところなので、そういったところを整備して西口の駅の利便性を高めようと。で、駅前の広場をやっていこうよと。

今回の、先ほどから出ている歯科大さんに関しても、やはりその部分で、駅前の広場を造っていただきたいということで、一体的にということをやっていたんですけども、なかなか今回間に合わなかったというところなので、それはまた次のステップになるのかなと思うんですけども、今言ったように、飯田橋の駅の西口に関しては、駅前の広場、それが一番大きかったところだというふうに認識しております。

○大串副委員長 それで20年にできて、それからサクラテラスというのが建ったわけですよね。だから、サクラテラスも十分な広場があそこへできたわけです。ところが、先ほども質疑があったように、風の影響がすごくて、本来の広場の機能が果たせなくなっているという声も多くあります。そういうことを踏まえて、今回新たにB-1、B-2地区をプラスして、新たにこの西口周辺の整備をやっていきたいと思いますということになるわけですが、このサクラテラスの教訓を踏まえて、どうするのか。じゃあ、西口の風の影響が強いとあるけれども、じゃあ、今後それをどうしていくのか。千代田区としてもそれを十分踏まえてた上で、やっぱりこのいろんな制限の緩和と持っていくんでしょうけれども、その点についての考えをお伺いしたい。

○加島まちづくり担当部長 サクラテラスに関してはもう整備が既に終わっているということなので、建物の形だとかそういったものを直すということはもう不可能だということはあると思います。ただ、ソフトの面で何かできることはないかというようなのも、都市計画審議会の中でもちょっと言われたところがありますので、既にそういったところに関しましてはこの事業者のほうに打診をして、検討をしていこうという話にはさせていただいております。

一方で、富士見の今回新たになる建物に関しては、先ほど申し上げたとおり、まだ細かい設計だとか、概略は先ほどの、容積率だとか延床面積とか高さだとかと決まっているんですけど、詳細の設計というのはこれからになりますので、そことサクラテラスの関連だとかということを検討しながら、何が、どうすれば一番いいのかということは今後検討する必要があるというふうに考えております。

先ほど申し上げたとおり、これは区も入る施設ですので、整備して終わりということではなくて、整備した後の、何というんですか、対応だとかということもちゃんとしっかりできるような形に、今度、組合設立だとかができてきますので、そういったところでちゃんとしっかり区のほうも誘導していきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 ほかに。

○小枝委員 先ほど聞き忘れました。風の問題もありますが、CO₂の排出量について、東京都ではきちんと数値を、規制緩和をする前と、した後の排出量の想定がこうであるというのを明らかにしていると同います。千代田区においてはなかなか、今後、今後という話になっちゃうんですけども、こういう条例、議案を出す際には、想定レベルでも数字が明らかになっていないと、千代田区も、議会も区長も挙げて宣言をしておりますので、どういう数字になっているのか確認したいんですけど。

○大木神田地域まちづくり課長 資料に数字の記載がなくて大変申し訳ございません。口頭でご報告させていただきます。

まず開発前のCO₂排出量につきましては、ちょっとエネルギーの実績等が既存の住宅というところで把握できないというところで、ちょっと算定できないんですけど、開発後のCO₂の排出量につきましては、一定の仮定の条件を基に試算いたしますと、年間で約2,320トンとなるという形で計算しております。このCO₂につきましては、建物竣工後、再生可能エネルギーと電力利用に取り組むことなどによって削減に努めていきたいというところで、今後それについては検討をしていきたいと考えているところでございます。

○小枝委員 開発後の数字が2,320トンということでしたけれども、規制緩和を、容積率を緩和するわけですから、容積率を緩和しないで建てる場合との比較というのが大事なんですね。そこは数字として出ていますか。

○大木神田地域まちづくり課長 現行の都市計画におきまして、地区内で個別の建て替えが進むと仮定した場合ですけど、それを100といたしますと、本計画、もし規制を緩和して市街地再開発事業でビルを建てるとなると、1.9倍になるという形で考えているところでございます。

○小枝委員 こういった資料を出す場合に、今後は、宣言をしている、2050ゼロ宣言をしている千代田区ですから、その数字についてはちゃんと資料上も出していただいて、かつ、どうそれを減らすことができるのか。1.9倍ということは、もう約2倍ですよ。2倍に増えるものに対してどういうことがなされるのかというものがないと、言っていることと足元でやっていることが全く異なってしまうということについて、こういう環境まちづくり部の中にある課題意識としてどういうふうになっているんですか。ここはまとめて答弁いただけたらと。今日の段階でそれがないと、是非論も踏み込めないと思うんですね。

○笛木環境政策課長 今、CO₂に関しては、2050ゼロカーボンちよだを目指して鋭意取り組んでいるところでございます。環境政策課としては、新築建物については今も35%、基準値よりも削減するということを指導しているところでございます。こういった再開発事業につきましてはいろいろなことができるかと思っておりますが、再生可能エネルギー、再生可能設備ですね、太陽光だの、できる限りのそういったことを導入するだとか、また設備に関しても、空調だとか、できる限りの省エネに取り組むような設備を誘導していくと。それと、今後、千代田区はどこのビルもそうなんですけど、本当にゼロカーボンというのは非常に難しい中では、再生可能エネルギーの電気、特にそれを地方から持ってくるだとか、それに切り替えるということが重要だと思いますので、その辺で相殺しながらゼロカーボンを進めていきたいと思っております。

○嶋崎委員長 多分、これ、答えになっていないんじゃないかなと思う。

ちょっと休憩します。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁からもう一度整理してお答えください。部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません、お時間を頂きまして。

先ほどの神田地域まちづくり担当課長からの説明における東京都の今回の地区計画の改定において、2,320トンの排出量が想定される。これについては、現状の原単位に基づきながら今回容積緩和をする中で、延床面積が増えるということで、現行容積率の延床面積と比べて1.9倍になるという形のご説明になったのかなというふうに思います。

今後具体的に建物が設計される中で、こういったものについての省エネ、これから竣工までの間にはさらなる技術革新もごさいます。それから、先ほど環境政策課長からご答弁申し上げましたように、こういった規模の開発をするデベロッパーの中には、2030あるいは2050までに、事業に係る電力をゼロカーボン、RE100にするというような、そういうようなことをビジョンとして掲げている事業者もおります。当然、区からもそういった新たな建築計画における徹底的な省エネルギー、それから再生可能エネルギーの徹底的な活用ということになりますので、2,320というのは一定の試算になるかなと思いますけれども、少なくとも現状の条件の中で建てるよりも少なく、我々としては2050ゼロカーボンを目指していますので、そういったことで今後も指導し、一緒に建築計画については誘導していきたいというふうに思っています。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ご答弁を頂いたわけですが、このA地区のサクラテラスがスタートしたときに、忘れもしないのが、都市計画審議会に諮られる前に区長が記者会見をして、地区計画にCO₂削減、原単位だったんですけどね、原単位当たりで8割だか、それこそ忘れちゃいけないんですけど、6割か。原単位6割にすると。つまり4割減だと言って、容積緩和が、それこそ1.9倍とかでしたから、結果的に、もし電卓をたたく暇があれば、いや、総量は増えるじゃないですかという話だったんですよ。でも、地区計画の中で全国初CO₂削減を盛り込んだとって大々的に記者会見をして、これに逆らう者はいないだろうみたいな感じでできたのがサクラテラスだったものですから、今回これは始まりですけども、こういうのを出すときに、もう当時とは、今は世の中の価値観ももっと進んできている中で、こうなるだろうという話じゃなくて、聞かれなくてもこれについては、区役所内でしっかりと会議を打って、協議もして、その中でこれを認めてきている、認めないのだという説明がなければ、後づけの話じゃないはずなんです。しかも原単位の話じゃないはずなんです。総量で今やっていますので。そこのところはもうちょっと緊張感を持って、資料作り、内部協議、数値化というものを目に見えたものにしないと、子どもたちに対しても、条例をつくった子どもたちに失礼なことになってしまうので、もう少し緊張感を持ってやっていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 小枝委員のご指摘、ごもっともなところもあるかなと思います。CO₂の排出量については、現状の把握並びに将来的な見込み、それから今後考え

られる様々な技術というところで、不透明なところもありますけれども、一定程度こういった場の中で、そういう視点からしっかりご説明するような、そういうことについて今後も引き続き心がけてまいりたいと思います。ご理解をお願いします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

討論はいかがでしょう。（発言する者あり）はい。

それでは、これより討論に入ります。

どうぞ。

○木村委員 当議案について、反対の立場からちょっと意見を述べさせていただきます。

本地区計画案については、区有地を組み込んだ内容でございます。当然そこには十分な住民参加と庁舎内部での十分な協議が反映されてしかるべきでありますけれども、どうも、まず再開発で地区計画先にありきというような印象を拭えません。これが一つの反対理由です。

それからもう一つは、やはり先ほども質問させていただきましたが、国や都の都市開発諸制度に基づく規制緩和、これをふんだんに活用しようという内容でありまして、容積率上乘せの根拠が非常に曖昧だと。この辺はやはり、二つ目のその点が反対理由です。

三つ目にはビル風と住環境への悪化の懸念、それからCO₂の排出といった気候危機対策への影響と。そういった問題を考えると、やはり本議案にちょっと賛成はできないということで、三つの理由から反対させていただきます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○大坂委員 議案第54号に賛成の立場から討論いたします。

飯田橋駅周辺については、平成17年頃から検討が始まった飯田橋・富士見地域まちづくり協議会の中で、飯田橋駅の西口、東口について、都市開発と連携した交通施設等の検討を進めてきたものであり、その検討にのっとって既にサクラテラスが整備され、東口では飯田橋駅東地区の都市計画決定がされています。今回の地区計画変更部分に係る富士見二丁目3番街区についても、そのような一連の流れの中で整備をしていく必要があり、飯田橋駅西口、今後の東口の駅整備につなげていき、地域一体としてこれからの飯田橋駅前としてふさわしい整備を行っていく必要があることから、本議案に賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 私はこの条例に基づく開発計画について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今日やり取りをしましたように、1.9倍、2倍近い容積緩和をするという規制緩和の根拠と、そのメリットの薄さというか、今後の人口減少社会、そして様々なビル需要の変化の中で、今からこうした建物を建てることでまちづくりを解決していこうということが、やや時代の流れからは遅れていく、まちの魅力を薄めていってしまうのではないかと

危惧が強くあります。ましてや子どもたちへの送る建物としては、もっとCO₂をしっかりと削減し、ビル風の生まれない環境的な空の下で遊べる場所を確保する。そうした子育て環境をつくるための努力をすることがまずは重大だというふうに思うので、こうした形で事後検証がさらに事後になってしまう中で、こうしたまちづくりを進めることについての危惧は拭えないので、反対をいたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。議案第54号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大坂委員、永田委員、小林たかや委員、桜井委員、大串副委員長が賛成であります。ありがとうございます。賛成は多数であります。よって、議案第54号は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関から説明を求めます。

○緒方住宅課長 議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。環境まちづくり部資料2をご覧ください。

前回、8月30日の企画総務委員会に国際平和・男女平等人権課長が出席いたしまして、令和4年11月から東京都が運用開始いたします東京都パートナーシップ宣誓制度が、区が令和4年3月に策定しました第6次ジェンダー平等推進行動計画の事業趣旨と合致するため、区のサービス事業などに活用することとなったことを説明いたしました。この対応の一環としまして、区民住宅及び区営住宅の使用者の資格などにおいて、規定を一部改正するものでございます。

項番2、改正内容でございます。区民住宅及び区営住宅の使用申込者の資格に、東京都パートナーシップ宣誓制度などの証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居し、同居しようとしている者を対象に加え、現状の配偶者の扱いと同様となるよう改正いたします。

項番3、新旧対照表につきましては、2ページ目に区民住宅条例、3ページ目に区営住宅条例を添付いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

項番4の施行期日は令和4年11月1日、また、区民の皆様への広報周知につきましては、ご議決を賜った際には、国際平和・男女平等人権課と連携いたしまして、広報千代田や区ホームページへの掲載を実施したいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

○木村委員 改正内容はもっともなことだと思うんですね。もう、そういう流れだと思えます。ただ、公共住宅はいつも倍率が高くて、何十倍、時には3桁も超えるという状況で

す。申込資格者をこういった形で増やしていくんだとしたら、やっぱり併せて公共住宅を増やすというのもし示されないと、入居資格者、申込資格者を増やすことは大いに結構なんだけれども、入れる住宅が増えなかったら倍率が高くなるだけなんで、その辺はどうなんでしょう。併せて検討する必要があるんじゃないかと思うんだけど。

○緒方住宅課長 木村委員から、今、申込者が増えるについての住宅のそもそもの母数ということでご質問を頂いたかと思います。木村委員からは何度も、今までも公営住宅の建設についてはご質問を頂いているところがございますが、私どもとしましては、今、第3次住宅基本計画に基づきまして、建設するという計画は持っておりませんが、一方で、やはり実態として、また申込者が増えたら倍率が増えるということをご指摘のとおりかと思っておりますので、今の使用要件ですね、の中身については今後引き続き検討したいと考えております。

○木村委員 使用要件を見直して、今住んでいる人を追い出しましょうということになっちゃうと、これ、元も子もないわけですよ。住宅困窮者のセーフティネットとして公営住宅というのはあるわけで、その辺はやはり住宅を増やすというのが王道じゃないかと。第3次住宅基本計画の、これを、行政としては計画に基づいてと、計画的に行政を進めていくという、その気持ちは分かりますよ。計画なんてどうでもいいというわけにはなかなかいかないと思うんだけど、やはりそこには住民ニーズと、やはり住宅基本条例という、そういう条例に沿った対応というのが求められると思うので、今居住している人を何とか要件を変えて追い出すというんじゃなくて、やはり住宅をきちんと、やっぱり計画的に整備していく、もしくは家賃補助制度を整備していくという、そういう対応が本来求められるんじゃないかなと思うので、ちょっとその辺だけ改めて求めさせていただきたいと思うんです。

○緒方住宅課長 私の説明が追い出すように聞こえてしまったのであれば、大変申し訳ないと思っているんですけども、やはり近隣区の状況ですとか、今の使用の条件が適切なものかを見直していくということでご説明しました。

また、第3次住宅基本計画が、来年度からまた新しく第4次に向けて検討を始める段階に来てございます。今頂きましたご意見も参考にしながら、第4次住宅基本計画で区の住宅施策を全体的に見直しを進めていきたいと考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 ほかに。

○小枝委員 ただいまの関連させていただきますが、本会議場でも木村委員のほうからも言われていたと思うんですけども、公営住宅法がもう何年、もう随分、五、六年になると思うんですけども、改正されて、今までは、何というか、直接供給型以外は国も認めていなかったんですけども、ある段階から、かなり民間、そういった低所得者とかを応援している民間団体からのアプローチもあって、民間借上げというものを法律でも認めるようになりまして、直接建てるコストの高さからすれば、優良な民間住宅を借上げて、これは位置づけは難しいとは思いますが、もう、でも先行事例は各地でやられていますので、ぜひやはり供給量を増やさないと、自営業者の次世代の行き場の話もしましたけれども、やはり供給量が少な過ぎるというのが現状。23区で比較すれば割合は多いんだとい

う区のほうの答弁は何度も聞きましたけれども、現実の倍率が高過ぎるという状況の中で、極めて厳しい。したがって、民間住宅の、何というんですかね、公的活用というものについても、1回ちゃんと調査をかけて、先行事例をやっている方はいろいろいますので、ちょっと一遍、次の計画に進む前に検討していただかないと、パートナーシップ条例で対象が広がっても、なかなか実利にならないんじゃないかと私も思いますので、検討していただけないか。

○印出井環境まちづくり部長 今のご指摘で、先ほどもまた、木村委員については本会議でも再質問いただいたのかなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、区の公営住宅の割合は23区でも突出して高いと。それで、第3次基本計画、第3次住宅基本計画の中では、現状のこの23区の中でも突出して高い水準を減らすのではなく、維持し、さらに今後の高齢化への対応、質の向上を掲げているところでございます。

今、小枝委員からご指摘があった民間の借り上げ、かつての目的は人口の確保という中で、所期の目的を達したというご答弁を申し上げましたけれども、そうではなくて、既存の公共ストックを使うのではなくて、民間ストックを活用するという方向にかじを切ることについては、やはりかなり骨太の議論をする必要があるかと思えます。区営住宅というまとまった形の住宅ではなくて、それこそばらばらと分散してある住宅の中で対応していくという、コミュニティの課題も出てくるのかなというふうに思っていますので、その辺りについては、まさに基本計画の検討に先立ってということじゃなくて、第4次の中でしっかり議論していく必要があるというふうに認識しております。

ご質問、ご提案の件の課題については受け止めさせていただきたいと思えます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。では、質疑を終了いたします。

討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、省略させていただきます。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第55号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で日程1の議案審査を終了いたします。区長にはお忙しい中ご出席を頂きまして、ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時31分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。環境まちづくり部（1）「ちよだゼロカーボンフォーラム」の開催について、説明を求めます。

○笛木環境政策課長 それでは、環境まちづくり部資料3に基づきまして、「ちよだゼロカーボンフォーラム」の開催について報告させていただきます。

既に、広報9月20日号及び区ホームページには掲載しているところであります。

1、目的ですが、千代田区は、昨年11月、千代田区気候非常事態宣言を表明し、「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向け、様々な取組を推進しているところです。一方で、区内には、先進的な技術や知見を有して、主体的に取り組む企業や団体等が多く存在しております。区やこれらの企業、団体等の取組や次世代の意見を広く発信し、区内の脱炭素化に向けた取組の促進を図るため、「ちよだゼロカーボンフォーラム」を開催します。

2、開催日時・会場等ですが、日時は10月22日土曜日、午後1時半から午後4時です。会場は、区役所1階区民ホール及びオンラインの配信を予定しております。

3、内容。基調講演といたしまして、小宮山宏氏、三菱総合研究所理事長、また、第28代東京大学総長です。テーマは、ゼロカーボンに関わるものを予定していただいております。（2）区取組としまして、千代田区長が紹介いたします。（3）次世代を担う中高生、Z世代、大学生による意見・提案の発表としまして、次世代（区内中学生・高校生）の発表と、DO!NUTS TOKYOの若者アンバサダーによる発表。DO!NUTS TOKYOとは、東京都環境局が設置しております環境関連の活動をしている若者のプラットフォームでございます。また、3番目として――あ、大学生による発表を予定しております。（4）事業者等の先進的な取組状況等の発表。民間事業者として、東京ガスさん、大成建設さん、株式会社まち未来製作所さんなどの発表を予定しております。

なお、詳細につきましては、別途、後日、チラシをポスト投函させていただきたく思っております。

ご都合がございましたら、ぜひ、ご参加のほど、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。フォーラム開催について、ご説明を頂きました。

ご質疑を受けますけど、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○大串副委員長 委員長。

○嶋崎委員長 はい。副委員長。

○大串副委員長 この内容の（3）番の次世代を担う中高生による意見・提案の発表、これは大変いいことだと思うんですけども、これは発表に至るまで、そうすると、中高生の人、生徒たちに募集か何かをかけたんでしょうか。

○笛木環境政策課長 区広報等を利用してまして、この6月下旬から7月だったと思うんですけども、発表者募集ということで募集をかけました。結果、若干のお申し込みしかございませんで、その後、区内の中高、また、私立の高校等にもお声がけて、今のところ、8名ほど集まっているところでございます。

○大串副委員長 非常にテーマ性があるので、恐らく、中高生、関心も高いところだと思うんですけども。残念ながら、あんまり応募がなかったということなんですけれども。私の知っているところでは、九段中等教育学校の2年生が卒論にやっぱりこのテーマを選んだということなんです。そして、相談したところ、所管では、全面的に協力――卒論の必要な

資料の提供は行うから、ぜひ、相談に来てくださいということがありましたので、こういう若い人たちがこのゼロカーボンについて発表するというのは、非常にいいことだと思いますので、今回が第1回目になると思うので、ぜひ、継続的にお願いしたいと思います。

○笛木環境政策課長 私どもも、若い、そういった意見を聞いて、そういったゼロカーボンに向けて参考とさせていただきますので、第1回目ということで、こういった発表を行うところでありますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了し、この案件を終了いたします。

次に、政策経営部の報告に移ります。政策経営部（1）（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等について、説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等につきまして、政策経営部資料に基づき、ご説明いたします。

本日は、前回報告後の基本構想の懇談会の開催状況と今後のスケジュールについて、ご報告いたします。

それでは、資料4-1、（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等についてをご覧ください。

初めに、直近の基本構想懇談会の開催状況です。1（1）第2回全体会でございますが、こちらにつきましては、前回の当委員会で実施内容の説明をさせていただいておりますので、詳細は割愛をさせていただきますが、懇談会の場で出たご意見を何点か紹介させていただきたいと思っております。

本日の資料の2枚目以降は、後ほどご説明する第2回部会の資料となっておりますが、その中の資料2というのがございまして、基本構想のたたき台、こちらをご覧ください。第2回全体会では、このたたき台の「めざすべき将来像」と「分野別の将来像」を主な協議事項として、お話をしました。

資料の2ページ目の下段、「伝統とモダンが」から始まるものがめざすべき将来像、それから、3ページ目から4ページ目にかけての分野別将来像、「自分らしく」から始まるもの、それから、「集い、つながり」から始まるもの、最後のページで、「やすらぎを感じ」から始まるもの、こちらがその協議の該当部分でございます。こちらの表現などについて、ご意見をお伺いしたところです。

まず、2ページ目の下のめざすべき将来像に関して頂いた意見としまして、モダンという用語が分かりにくいため、日本語に置き換えられるなら置き換えたほうがよいのではないかというご意見を頂戴しました。前回、第1回部会のほうでは、「伝統とモダンがとけあい」という表現に好意的な、肯定的なご意見もございましたが、第2回のほうでは、分かりにくいというご意見も出たところです。

また、こちら、「伝統とモダンが」の下に説明文がありますけども、説明文がないと千代田区だと分からない。千代田区らしさが出る工夫はできないかといったご意見も頂きました。千代田区らしさという点に関しましては、この後の分野別将来像の中でもご指摘があったところです。

次に、分野別将来像に関するご意見ですが、3ページ目以降になりますけども、初めに、

「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」に關しまして、この文章の部分がオレンジの下地のところになりますけども、こちらに「子どもからお年寄りまで」といった表現がありますが、年齢だけじゃなくて、人種や性別などの観点からも多様性を表現できるといいんじゃないかといったようなご意見を頂きました。

2点目の分野別将来像、「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」につきましては、千代田区らしさを出すために、ビジネスの要素を打ち出してもよいんじゃないか。企業やビジネスの集積は、千代田区の売りなんだといったような、そういったご意見がございました。

また、最終ページ、3点目の分野別将来像、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」につきましては、自然災害が多発している中で、千代田区は水害に対処できるのか疑問だ。自然災害への対処と持続可能な社会づくりを要素として加えてほしい。そういったご意見を頂戴したところです。

なお、この第2回全体会では、各種団体のヒアリングの結果——前回、資料でおつけしておりますが、各種団体のヒアリングの結果ですとか、パブコメに準じて実施した意見収集結果などの資料をその場で初めてお示しして説明したため、このたたき台の内容に対するご意見とは別に、ヒアリング結果などはしっかり読み込んで、懇談会に臨みたいけども、その場で大量に資料を出されても、責任を持って発言することが難しいといった、そういったご意見も頂戴いたしました。ご批判も頂きましたので、念のため、併せて、ご報告をいたします。

簡単ですが、第2回全体会については以上です。

次に、第2回部会についてご説明いたします。資料4-1のほうに一旦お戻りください。

第2回部会は、9月2日と9日に分けて実施いたしました。

内容としましては、先ほどの分野別将来像の下にある「めざすべき姿」の検討をメインに協議したところです。めざすべき姿といいますのは、先ほどご覧いただいたたたき台の3ページ目、4ページ目の分野別将来像の下にある白丸で書かれたものでございます。以前にもご説明させていただきましたが、それぞれ将来像を実現した先の人の暮らしの姿といったものを示すもので、行政分野ごとに設定をしたものでございます。

この第2回部会の協議の進め方なんですけど、第2回部会の資料1というのをご覧ください。A4横で、左上でホチキス留めしてあるものとなっております。タイトルが属性別アンケートの結果報告・本日の協議事項というふうになっております。

5ページをお開きいただきまして、こちらで、めざすべき姿の説明をした上で、6ページ以降で、部会ごとに担当分野について、めざすべき姿として、表現とか用語が適切かといった視点で協議を頂きました。

第2回部会でも、数多く意見は頂戴いたしましたけども、幾つかご紹介させていただきますと、例えば、また資料1の——すみません、資料2ですね。たたき台のほうに戻っていただきまして、たたき台の3ページ目のところに、「自分らしく」のオレンジのところの白丸の三つ目、「誰一人取り残されることなく、自分らしく自立した生活を送ることができています」というところがございますが、ここは、福祉分野のめざすべき姿としていっている部分ですけども、これに關しまして、私は社会から取り残されていると感じていることがあるので、この「誰一人取り残されることなく」という表現は、意味があり、いい表現

だといったようなご意見がございました。

それから、次のページの2行目、最後のページの上から2行目になりますけども、「人とのつながりが感じられ、支え合うことができます」という、主に、コミュニティ分野のめざすべき姿としている部分についてなんですけど、例えば、子どもがいることで、パパ友やママ友とのつながりがあるけれども、交流するきっかけのない単身者とか、子どもがいない夫婦は地域とのつながりがほぼないんじゃないかといったような意見がございました。

また、同じページの「やすらぎを感じ」のところの白丸の「良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています」という主に環境に関する部分に関しましては、その前に記載しているリード文と重複しているため、位置づけを明確にすべきだといったような、記述の仕方について、ご意見も頂戴いたしました。

なお、第2回部会のほうでも、たたき台に関する意見とは別に、ある部会で協議の進め方に関する意見がございました。具体的には、「協議をした結果がこれまでの意見がたたき台のほうに反映されていません」という、「これでは同じ発言の繰り返しになってしまいます。区はたたき台を変えるつもりがないんじゃないか」といったようなご意見がございました。これは、ご意見を頂く都度、たたき台を修正していくのではなくて、頂いたご意見を提言書として取りまとめていくというやり方をしているんですが、そこにちょっと共通認識が図られていなかったために、そういったご意見を頂戴したかと思っております。

一応、こういったご意見もあったということで、報告をさせていただきます。

第2回の部会では、その他多くご意見を頂戴いたしましたが、これまでのご意見も含めまして、頂いたご意見を集約して、提言書を作成いたします。次回の懇談会は10月6日開催予定ですが、そこで、これまでのご意見を集約した形の提言書の案をお示しして、協議いただきますので、次回の当委員会で改めて開催内容等、その提言書の案の内容も含めてご報告をさせていただきます。

懇談会の開催内容については、以上です。

また、資料4-1のほうにお戻りください。今後のスケジュールについて、ご説明をいたします。

新たな基本構想につきましては、今年度末の策定を目指して進めておりますけども、まず、直近で、先ほども触れましたが、10月6日に基本構想懇談会の第3回全体会を開催しまして、提言書の案について協議をいたします。

次に、10月13日に当委員会の開催が予定されておりますが、10月6日の懇談会の開催状況等をご報告させていただきます。ご意見を頂戴したいと考えております。

11月8日に基本構想懇談会の第4回全体会、こちら、最終回になる予定ですが、これを開催しまして、ここで第3回全体会での協議を踏まえて、提言書の取りまとめを行う予定です。

その後、11月上旬に提言書が区に提出され、基本構想の素案を庁内決定し、11月下旬の当委員会で素案とパブコメの実施について報告ができればというふうに考えております。

その後、12月にパブコメと説明会、1月に当委員会にパブコメ実施報告をさせていただきます。来年の第1回定例会で、議会の議決のご審議に付したいというふうに考えて

いるところですよ。

簡単ですが、報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご報告を頂きました。

質疑を受けます。

○永田委員 たたき台の「はじめに」のところの冒頭の「千代田区は、約400年にわたり」というところについては、前回頂いた区民の方の意見の中に、千代田区自体は400年の歴史はないよという、昭和22年に麴町区と神田区が合併して、75年ですかね。その辺を正確に書かないという意見があったと思うんですけど、その点について、この冒頭のところなんで結構大切だと思うんですけど、どうでしょうか。

○夏目企画課長 前回ご報告したとおり、この千代田区は約400年にわたり、この地で発展してきましたというようなところがございます。この千代田区は、その400年前になかったではないかという指摘を受けたところです。ですので、ここに関しては、最終的に、今、今後取りまとめるたたき台の中で、この表現を正確にすべきだといったような、そういった表記がなされるのかなというふうに考えておりました、区としては、それを受けて、たたき台のほうを修正するかどうかを検討することになるというふうに考えております。

○永田委員 はい、大丈夫です。

○嶋崎委員長 いいですか。

○永田委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。まあ、正確に載せたほうがいいよね。

ほかにありますか。

○小枝委員 今後のスケジュールのところ、12月中にパブコメ、住民説明会の実施というふうになっているんですが、これが区民の、行政の基本構想ではなく区民の基本構想になるためには、例えば「出張！区長室」のような形であるとか、やはり全出張所ごとぐらいに、一旦、議論の素材を受け止めるという活性化の何かしらがないと、ただ意見を出してくださいと言っても、出るでしょうが、今の千代田区なら出ることは出ると思うんですけども、もう少し、今の住んでいる住民等が将来に向けて、どういうことを、まあ、期限ないんだけど、これから10年、20年、どんなふうにしていきたいのかということをもっとオープンに議論するような場の設定が必要じゃないかと思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○夏目企画課長 私どもとしまして、これまで懇談会のほうで様々な意見を聞くほかに、いろんな団体からご意見を伺ってまいりました。26団体程度からご意見を伺って、その伺った意見に関しても、懇談会のほうに提示をしてきた。一方で、提示をした、一気に情報を出したために、なかなか読み込めないよという意見も頂いたところですが、そういった手続を踏んできて、十分意見は聞く機会があったかなと思っています。その意見と、今回、懇談会のほうで頂く提言書の意見を踏まえて、こちらのほうで、その素案づくりをしていくんですが、その後、パブコメと併せて、住民説明会を実施する中で、こんな意見を頂いて、たたき台をこういうふうに直しましたよというような、そういった説明責任をきちんと果たしていきたいと思っています。その中でまた頂く意見も踏まえて、素案に――素案というか、基本構想に反映できない部分については、やはり今後の具体的な行政運営の

中に活かしていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 えーと……

○嶋崎委員長 えっ。続けますか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 26団体からの聞き取りをしてみると、今の会議体も一度傍聴させていただきましたが、残念ながら、非常に参加している方はいろんな苦言も含めて、いろいろな活発な意見をおっしゃるのはよく分かりましたが、傍聴者も知っている者しかいないですし、必ずしも、何というか、関心を引き出せているという感じがなくて。というのは、やはり26団体といっても、もしかしたら、過去の資料に26団体のリストが出ているかもしれないんですけど、そういう団体聞き取りというだけじゃなくて、やっぱり住んでいる住民の生の、昨今のこのコロナの中で、あるいはコロナがもしかしたら終わるかもしれないぐらいのところで、終わらないかもしれない。今、どんなふうに将来を、千代田区の将来を見通していくのかという愛情を持って、あるいは心配を持っておっしゃる言葉というのは一旦受け取るという場面が、それが住民説明会という場の設定であるならば、住民説明会という形でもいいんですけども、もっと聞き取るということでは、なかなか不十分なんじゃないかというふうに思うんですけども、どうですか。

以前であれば、区長が先頭に立って、区民の意見を聞くような場を持っていましたよね。ああいうふうな形ではやらないんですか。

○夏目企画課長 ちょっと繰り返しになる部分があるかもしれないんですけど、その26団体というのは、例えば、町会なんかにも、全て各連合町会に出向いて、お話を伺ったりとか、あとは、子育ての団体ということで、固有名詞を出していいかどうか、最近、区の事業にも協力いただいている団体とか、あとは、ジェンダーの関係で、そういった取組をしている団体とか、単に、区民の立場で——区民の立場の方にも数多くご意見いただきましたけども、そういった各分野の団体の方にもご意見いただいて、そういう意味では、かなりいろんな多様なご意見いただいたかなと思っています。その全てを構想のほうに反映できるかどうかというのは分からないんですが、なるべくそういったことについては、反映できるものは反映していきたいと思います。

まだまだ盛り上がり足りないんじゃないかという指摘なんだと思いますが、いろいろご意見を伺う中で、本当に多様なご意見いただけたと思います。やはり限度もありますので、そういったご意見を我々のほうでそしゃくして、反映できるものについては反映していくことで、さらに、今後の説明会等の中で、説明責任を果たしていくことで、共感を得られるようにしていきたいなというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 各団体から意見を丁寧にもらうということは非常にいいことなんでしょうけども、これは、やっぱりこういう関係なんですよ。こうやって、こうやって返ってくると。で、今、委員が指摘したのもそうなんだけど、説明会というのは、人がたくさん聞

いているところでやり取りしているから、その人たちのやり取りも聞けるんですね。そうすると、いや、また新たに気がつくことがあったり、あ、うちもこの要望、そういえば似ていたなと出たりするんで。決して、何とかな、そういうのを化学変化するとか、要するに、より住民に近づくとか、より新しい意見を聞けるとか、そういうことなんですよ。それをやらないで、つくっちゃうと、後で決まったものを説明するという、いつものパターンになっちゃうから、こういう基本構想みたいのは、丁寧に丁寧にというのは、その丁寧じゃないんだよね。核融合する——失礼しました。融合していくような、いろいろな意見が融合したり、新しい意見が出てきたり、例えば、これがおかしいって、また一に戻っちゃったりすることもあるんだけど、その辺は、そういうときは、ちゃんと丁寧にしながら。

で、資料が多いというのは、常に役所が出すものって資料が多くて、期限が決まっているから、理解できないで入っちゃうこともあるんだけど、そういうときも、人が質問しているときに、新たに確認できるということもあるんで、その辺は、ここから取ったからいいということで終わってしまうと、今度は説明に時間をかけるという。新しくつくるところにいい意見を入れるのではなくて、できた意見をその説明に入るとい、その後の話になっちゃうんで、そういうのは、やっぱり少し新しいものをつくろうとするときは、何か時間がかかりそうだけれども、やってみないといけないと僕は思います。

いかがでしょう。

○夏目企画課長 いろんなやり取りを聞いて、新たな考えが浮かんでくるとか、そういったことは実際あるんだと思います。今、我々のほうで、策定に向けて検討している構想というのが、どちらかという、個別の取組の集合体ではなくて、かなり集約した大きな方向性を示すものということで、考えております。そういった方向性で取りまとめた経緯もございます。

いろいろご意見を頂く中で、やはりどちらかという、個別の取組とか、個別の分野に関してのご意見って非常に多いなと思いましたが、そういったものを、いろいろ包含する形で、今回のたたき台を取りまとめていき、また、その懇談会のご意見を受けて、さらにブラッシュアップしていくとなると、大体、皆さんのご意見というのを取り込んだ形での構想というのはつくれていくのかなと思っていますところ。ただ、やっぱり、今後、新たに頂く意見なんかもあると思いますので、そこに関しては、できた構想を抱えながら、具体の取組のほうに反映させていくというふうなことで進めていきたいなと考えております。

○小林たかや委員 よく分かるし、取組方が、無作為抽出でやったり、個別の意見も聞けていると思います。でも、決定的なのは、やっぱり区長の顔が見えないということだと思うんで、先ほど言われたような、区長のいる場で意見を聞く場所みたいなのは、必ずつくったほうがいいと思うんです。そこをなしで行っちゃうと、顔のない計画になります。その辺は、何を求めているのかという、やっぱり計画って、そもそもモダンとか出ると、何言っているんだろうと分からないという声が出ているというのは、顔が見えないということなんでね。千代田区の顔、区長の顔だけじゃなくて、千代田区の顔が見えるようにするのは、正確に各分野の意見を取るだけではないということを知っていただかないと。

そういうときに、例えば、よく言われる世の中を変えていくのはよそ者だったり、若者だったり、ばか者だったりすると、よく言われるんだけど、そういうところが入らないと、計画もそうだし、区の方角というのが大きく見えてくるのではないかと僕は思うんで、その辺は、心して進めていただきたい。

もう一つ、僕も苦労しているんですけど、再開発や何かもそうなんですよ。再開発って、実現するのが20年後ぐらいなんですよ。それを、今すごいエキスパートというか、第一線で仕事をしている60代の人とか、お金を持って、自分の財産をたくさん持っている人が20年、30年先の実現する計画を立てているから、すごい堅実なものになって、自分の財産を失わないようにと思って、堅実なものになると、面白い計画ができないんですよ。ちょっとこれ、一例なんだけど。それと同じで、これ、20年先の千代田区の未来をやるときに、今の人たちに細かく今の問題を聞いたとしても、20年先に本当に目指す世界が見えるかという、僕はちょっとそれでは足りないと思うから言っているんで、その辺はいかがでしょう。

○夏目企画課長 やはり基本構想のもともとの性格として、どちらかという、長いスパンでの将来像を掲げるために、普遍的、我々はちょっと普遍的という言い方をしていますが、抽象的になる部分があるんだと思います。そういった抽象的で、幅を持たせた形で将来像を描いて、そこを共有することで、具体的な変化ですとか、その時々的重要課題に関しては、逆にスピーディーに、しかも、柔軟に対応できるのではないかとというふうに考えております。ですので、今おっしゃられたような、堅実な、堅実さというの必要な部分もあるかと思いますが、そういった方向性を共有するということの大前提に、具体の取組に関しては、やはりその時々課題をきちんと解決するというのを、そのタイミング、タイミングで考えていければなというふうに考えております。

○小林たかや委員 そう。そうなのも分かっている。それはそうです。でも、将来像でしょ。みんなが共有するということに、いや、この20年後を想像しようと思ったときに、細かいことはできているかもしれないけど、その先の、20年先の将来像というのは、みんなが具体的に描けたほうが実現しやすいねということを行っているんで、今のことをさっさかちゃんとできるのは、もちろんそれだけはやれなんて言っていないんで、それは予算とか、近々の話でやる話なんてということなんですけど、ちょっと何か違うような気がするんで、いかがですか。

○夏目企画課長 ちょっとすみません。ご質問の意味を取り違えていたようで、申し訳ありません。

先ほどちょっと申し上げました抽象的な内容になってしまうのはやむを得ないかなと思いますが、なるべくその中で具体的な道筋というのを示せるようにはしていきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。

○岩田委員 この当日、懇談会のときに、現場、現場の方というのは変ですね、そこにいらしゃった方から、資料の作り方が前回にやったのと同じような——同じようになって、同じ資料で、また意見を求められても、同じ答えになっちゃうでしょう。だから、普通だったら、前の意見を取り入れた資料にしなきゃいけないんじゃないんですかというような

ご意見があったんですけども、これからって、どうされるんですかね、資料の作り方として。区が作っているわけじゃないのは分かっています。ここを見ると、名前を出して大丈夫なのかな、トーマツと書いてあるんで、そこが作っているんだと思うんですけど。これからどういう資料作りの仕方をするんでしょう。

○夏目企画課長 先ほどちょっとご報告をさせていただいた中で今の点も触れたかなと思うんですが、第2回の部会のほうで、それまでの意見がたたき台に反映されていないということで、そのたたき台に反映されていなければ、同じ発言の繰り返しになっちゃいますよねというご意見を頂きました。さらに、区はたたき台を変えるつもりないんじゃないですかというようなご批判も受けたところです。

進め方としましては、これ、最初の懇談会の冒頭の、初回に近いほうでご説明したんですが、たたき台をその都度変えていくのではなくて、たたき台に対する意見を提言書という形でまとめていきますという、そういうことでご説明をしています。ですので、当初の説明と変わりないんですが、頂いた意見を提言書として取りまとめる。それを今度の10月6日の第3回全体会のほうでお出しして、ご意見を頂いて、そのご意見いただいた結果を第4回の全体会のほうでまた形にして、それを受けて、区のほうとしては、素案でたたき台のほうを修正したりとかしていこうというふうに考えております。ですので、流れとしては、そういう形です。たたき台は、当初のたたき台を直すのではなくて、たたき台に対する意見を取りまとめるという、そういう形で進めていきたいと思っています。

あと、もう一点、資料、トーマツというのは我々のコンサルティングの会社ですけども、トーマツが資料を作っている。資料は確かにそうなんですけど、中身については、当然、区のほうできちんとそこはコントロールをしておりますので、トーマツの提案をそのまま——失礼しました。コンサル会社の提案をそのまま会議体のほうに何の編集もせずに出すというわけではなくて、中身は当然我々のほうで精査をして、責任を持ってやっておりますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

○岩田委員 あと、これは、僕個人の好みなんですけど、何か妙にページ数をかさ増しするような書き方というか、報告書も1行、子ども・高齢者・女性・障害等のある方意見報告書って、1行だけで1枚使って、次のページは目次、子どもの意見、高齢者の意見、女性の意見、障害等のある方の意見って、4行で1ページ。その次も、子どもの意見で1ページ、1行だけ書いて。それでまた、同じように、2で高齢者の意見とでっかい字で書いてあって、1行だけで1ページ。また同じように、女性の意見で、1行だけで1ページというふうに、何かかさ増ししているような感じで、何かこう、何だこれというふうに思うんですけど、何かほかに書き方ないのかなと思っちゃうんですよ。一応、これは僕の好みなんで、いや、いいんですけど、（発言する者あり）はい。あくまでね。でも、何かそういう意見とか出ないのかなというふうに思ったんですけど。

○夏目企画課長 ちょっと、そうですね、紙にしてしまうと、そういう形になってしまうんですが、基本的に会場のほうでは画面で進行している関係で、その画面のイメージを紙にそのまま印刷しているんで、ちょっとそういったかさ増しをしているというか、紙の枚数が多いような形になっておりますが、あくまでも、協議がしやすいような形で、いろんなツールを使う中で、モニターを使いながらやっている結果が、そういった形になっております。

○岩田委員 なるほど。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 前回の委員会の際に、この基本構想、懇談会に示したときに、目標年の意見もありましたと。ついては目標年をどうするかということは検討したいと思いますという報告が前回あったんですけど、これは、結局、どうなったんですか。

○夏目企画課長 結論から申し上げますと、ご意見に関しては、すみません、提言書のほうにまとめていきますので、その提言書にまず年限の問題が書かれるというふうに考えています。それを受けて、やはりこちらのほうで検討するということになります。今時点では、まだ具体的な結論まで出していないところです。

これまで新たな基本構想で、大きな方向性ということで、どの時代でもめざすべき姿を掲げるということで、あえて目標年次を設けていないわけですが、委員からも度々ご指摘を受けていたほか、先日も報告させていただきましたけども、懇談会のほうでも、やはり目標年次を設けたほうがいいんじゃないですかという意見が一部にはございます。ですので、それを提言書のほうに反映させた上で、我々のほうで検討していくという、そのスタンスには変わりがありません。

○大串副委員長 そうすると、提言書が出来上がってから、再度、また目標年については、そこで検討するということですね。だから、そうすると、そこからまた一からやらなくちゃいけないんじゃないですか。目標年、そうだと、必要だねと。じゃあ、目標年を定めるようにしようと。提言書が出たんだからということになりますと、そこからまた一からやら直すということにならないですか。今、訂正しなくちゃ間に合わないんじゃないですか。

○夏目企画課長 提言書のほうを取りまとめつつ、内部的にも検討はしております。ただ、大串委員のご意見として、目標年次を定めれば、構想の書きぶりが変わってくると、そういったご意見も以前頂いたかと思うんですが、私どもとして、構想の書きぶりについては、懇談会で提言書をまとめる段階にも来ておりますので、それに沿った形で、大きな変更はないということが前提になるのかなと思っておりまして、仮に、目標年次というものを設けたとしても、今、ここまで積み上げてきたものがなかなか変更することは難しいかなというふうに考えております。

○大串副委員長 懇談会の人たちに失礼に当たらないですか。様々に皆さんから意見を頂いて、それは提言書の中でまとめますよと。それは区長に提出しますよ。そういうことで、提言書を作っている。けども、今お話を聞くと、提言書を頂くけれども、変更する意思はありません。そんなばかな話じゃないでしょ。あくまでも、皆さんから貴重な意見を頂いて、それを提言書としてまとめて、区長に提出するわけだから、それを頂いた区長、受け取った段階で、検討しなくちゃ駄目なわけでしょう。

○夏目企画課長 すみません。ちょっと私の説明があまり適切でなかったかもしれません。提言書を頂けば、当然、提言書を踏まえて、たたき台の内容は、変えるべきところは変えていきます。ただ、目標年次を設けるという意見に対応した場合に、ここまで提言書を頂く段階になっておりますので、ここまでの懇談会の議論を尊重して、なかなか目標年次を設けるからといって、大幅に変えることは難しいなというふうに考えているところです。

○大串副委員長 私だけじゃなくて、懇談会のメンバーからも目標年を定めるべきだと、

そういう意見があったと。けども、もう目標年を定めることはしないんだと。もうはなからしないんだしたら、提言書に入れる必要ないじゃないですか。それは、その懇談会の席でしっかりと説明をして、対応すべきですよ。

私は、でも、ここ、目標年を定めないということは、どうしても抽象的な表現になりますよ。懇談会のメンバーにこの表現はどうですかと。書き方はどうですかと聞くけれども、一体、この書かれたモダンな社会というのは、いつ実現するのかというのが分からない。10年後なのか、20年後なのか、ひょっとしたら100年後か。または、400年後かもしれない。そんな目標年がない基本構想なんてあり得ないと私は思っている。その下に、実現した後の社会はどうですかと、また皆さんに聞くわけでしょう。それじゃ、いつ実現するかによって、答え方、みんな違ってきますよ。

行政としては、あくまでもこれからの千代田、10年後なのか、20年後なのか、または、2030年なのか。そこに向けて、千代田区の将来像をみんなで描いていきましょうよって投げかけて、各分野ごとに課題を提供して、それを出してもらわないんですか。それで、将来像を区と区民が共有するからこそ、変化に対応できると私は思う。変化に対応するからといって、対応したいからといって、抽象的な文言にするというのは、僕は逆だと思う、全く。抽象的な文言にすれば制約されませんので、何を区がやってもいいわけけれども、それは区民としてはどうかと思うよ。これは、区民の方、本会議場でも私は言いましたけれども、区民の方はこれだけ変化が激しくて、先が見通せないんだから、そのことに対して不安を抱いているんですよ。そのときに、区と一緒にやろうよと、「みんなで考えよう 千代田」じゃないけれど、一緒にやってみようよという、その姿勢を示すことが区民の不安の解消につながるんじゃないですか。こんな抽象的な文言で、どうだこうだとやることとは違っていると、私は思う。再度、お願いします。○古田政策経営部長 本会議のご議論、また、その前から大串副委員長からは様々るるご指摘を頂いておりました。特に、期間の設定につきましては、懇談会の中でも、企画課長が説明したとおり、ご意見を賜っている状況でございます。

反映の仕方を考えたときに、一つは、期間を設定をして、表現ががらっと変わってしまうという可能性が一つあります。それは、期間を5年であるとか、短期に、中長期と言いながら比較的短期に設定した場合は、そういうこともあろうかと思っております。一方で、なるべく柔軟な対応ができるようにということで、基本構想自体は普遍的という言い方をしていますけれども、一定程度の長期に耐え得る将来像を掲げて、そこで、そこに向けて、区民の皆様もイメージを共有していきたいという思いを持っております。その中で、予算編成の都度、しっかりと中期の方針を示しつつ、その中期の方針も区民の皆様と共有し、議会の皆様のご議論を踏まえた形で定めていき、毎年の予算編成をしていくという立てつけを考えております。

これらを考えますと、いずれにしても、もし、仮に期間設定をするにしても、かなり長期のものになるだろうと思っています。この長期の期間を設定する、もしくは、今、区が想定している普遍的な形での期間を設けない設定をしていくということを選択していくことになるだろうと思いますけれども、それも含めて、今、懇談会の中でもご議論を頂いているところですので、そういったご議論が無駄にならないような形での提言書の取りまとめと、今後の策定に生かしてまいりたいと思いますので、ご理解を頂ければと存じます。

○大串副委員長 委員長、最後に。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 これは、私は、了解はできないんだよ。あくまでも、やっぱり、私は、区に対して、これは意見として申し述べておきたい。

それから、もう一点ある。それは予算との関係ですよ。今、部長は、毎年の予算編成のときに中期的な方針を示しますということなただけけれども、区民にとってみれば、基本構想が抽象的で、基本計画もない。そういった中で、毎年の予算編成のときに、初めて中期的な方針が示されるとしたら、毎年毎年、何がどう示されるか分からない。そんな状態で、区民の方が安心できますか。議会は、当然、予算の審議をしますけれども、そのときに、何の根拠に基づいて、予算がつくられているのかというのを、あまりにも抽象的なものばかりだと、判断のしようが難しくなる。だから、それを毎年毎年、そのときに示すというのはあり得ないんだよ。

だから、それは、昔のように、行政が公共のサービスを全て担っているときはそれでもよかったかもしれない。区民の方に、いいですよ、それは私たちがやりますから。そういう時代もありました。だけど、今はそうじゃないですよ。区民と行政が目標を共有して、どう行動するのかというのを一緒に行動する。目標に進むから意味がある。予算もそこで生きてくるわけでしょう。それを全て私たちに預けてくださいよと言っているようなもんですよ。それは、ちょっと私としては承服しかねるというか、同意できないので、この点だけ、再度、もう一回お伺いしたい。

○古田政策経営部長 毎年の予算編成の際に示す中期の方針につきましては、柔軟性を持たせるために、毎年度改定することもできるつくりにはしています。一方で、中期というからには、1回定めて、それが毎年ころころ変わるということも、逆に想定していませんで、やはり3年ないし5年程度、今後、区が向かうべき方向性をお示ししたものだと考えています。

かつて、実施計画を3年間、もしくは推進プログラムという名称で5年間の計画を基本計画の下につくっていた時代というのは、その5か年ないしは3か年の実施計画であるとか、推進プログラムを見直すことがなかなか難しいというような状況もございました。自治体によっては、この硬直性を回避するために、毎年度、その3か年ないしは5か年の計画をローリングするという多大な労力をかけて、その柔軟性を持たせている自治体もあるやに聞いています。千代田区は、基本計画を2個前の改定をするときに、実施計画ないしは推進プログラムをやめて、毎年度の予算の中で、中期、複数年の考え方を示すことによって、基本計画の下で柔軟性のある計画、行政計画を実行してきたというところがございます。

今回、基本計画についても、さらに柔軟性を持たせて、つくることはやめますけれども、逆に言えば、基本計画に近いものを毎年度しっかりとお示ししていくと。予算概要の中でお示ししていくということに近づけていくのかなというふうにも思っています。ですので、もちろん変えられる、柔軟性を持たせるということで、中期の方針を追加したりとか、場合によっては、役割を終えたということで、なくしていくということもありますけれども、一方で、新たなもの、新たな体系として、毎年、しっかりとお示しをしていくと。で、全部ががらっと変わるわけではなくて、ほとんどの部分は、当然、中期というからには、昨

年度と同様の取組も継続して進めるものもあれば、さらに発展して進めるものもある。終了していくものもある。そういうことを、毎年度、毎年度お示ししていきたいという考え方でございますので、ご理解いただければと存じます。

○大串副委員長 最後、もう一つ。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 委員長、すみません。

再度、私はもう一回言いたいんだけど、毎年度の予算のときに、中期的な方針をその都度示しましょうということは、これは完全な行政計画ですよ。区民に諮るものじゃない。そこで、行政が決めたものを示していく、予算の中で示していく。3年なのか、5年なのか。だけど、今、必要なことは、区民と区が目指すべき、一緒に行動できる計画なんじゃないんですか。行政計画はいいですよ、各分野別、いろいろたくさんありますけれども。それは、行政が計画としてつくる。それは大いにやっていただいて結構だけれども、殊、総合計画になりますと、ちょっと性格が違ってくる。先ほど小枝委員は公共計画、区民と一緒につくる、または行動していくため。そのとおりだと思いますよ。その姿勢が今の区には全くなくなっちゃった。

それで、今まで、今までの区では、きちんとそれを丁寧にやってきた。「みんなで考えよう これからの千代田」ですよ。今の説明、この1年間というかな、この基本構想策定に関わる説明をずっと聞いていると、私たちがやるんだからいいじゃないかと、こう聞こえる。で、懇談会でやっている、懇談会でやっているのも提言書に入れるんだと。見直さないんだよと、そう聞こえる。もうね、だから、随分変わってしまったなというのが、もう印象です。

私としては、全く承服しかねるといえるのか、同意はできないということなんで、意見として、述べておきます。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として伺います。

○古田政策経営部長 委員長、一言。

○嶋崎委員長 どうぞ、部長。

○古田政策経営部長 もし、そのように大串副委員長に伝わってしまったとすれば、執行機関、こちらの説明の不足以外の何物でもないのだろうと思います。区としては、しっかり区民の方の様々なご意見、また、副委員長おっしゃるような多様な主体との、今後、協働が必要な状況があらうかと思っておりますので、そういった協働相手との協議であるとか、連携の強化みたいなことも含めて、しっかりと日頃から取り組んだ上で、計画という形に集約するのではなくて、それを中期的な方針という形に集約をさせて、議会にもお示しをしつつ、しっかりと予算編成の中で整理をしてまいりたいというふうに考えておりますので、区民の皆様の思いというものをしっかりと受け止めるという姿勢は変わりございませんので、ご理解いただければと存じます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。質疑がなければ、終了しますけれども。

よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 全国でも、こういうふうな形で、期限のないやり方をしているというのは、まだ大阪ぐらいとか聞くんですね。今の千代田区がやるべきことというのは、区民と共に強い意思を持って、この千代田区をよりよくしていくという強い意思だと思うんです。それを盛り込んでいくのが基本構想だし、そのためには、区民ともっと向き合うことと、それから、行政側の、ゆえに信念みたいなものも、もっと文字面としては打ち出していくという、そこは、やっぱり、骨太というのはよくない表現になっちゃっているかもしれないんですけども、土台をしっかりと、決意をしっかりとしていくから、柔軟って、そこから柔軟対応が出てくるわけで、土台もないところに柔軟対応というのはないわけなので、無原則になってしまうから、本当に行政のご苦労はご苦労で分かるんですけども、やっぱりそれはトップの姿勢というところで、この時代だからこそ、強い意思を持って、区民と向き合って、考えが違っていいんですね。信念をしっかりと示していくことで、何もかも人畜無害では問題は乗り越えられないので、強い意思を持って、この流されていかないコミュニティ、一つしかないこのまちを守っていくんだぞという、そういう下で、お互いに熱い議論を闘わせるというふうな場面設定がもっとあっていいんじゃないか。私もそう思いますし。

繰り返しになってはいけないので、行政が、区長がもっと住民と、意見の異なる者も意見の同じ者も向き合って、表に出して、そこから、だから、こっちを選んでいったんだという、そうすれば、次にまた方向が違ったときに変えることができるけど、意思がないところには道は開けないという、そういうタイミングに来ていると思うので、ぜひ、仕切り直しをよろしくお願ひしたいと思います。行政だけでは無理かもしれません。基本的な土台を、ぜひ、逃げないでやっていただきたいと思うので、それは、首長のほうにもお伝えいただきたいというふうに思います。

○夏目企画課長 仕切り直しというか、これまで積み上げてきた議論がございます。また、我々のほうで考えている柔軟性とか、あるいはきちんと将来像を掲げましょうといった、これまで頂いた、各議員の皆様から頂いたお話もありますので、そういったことを踏まえて、きちんと策定作業を進めてまいりたいと考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 私のほうから、実は、今のやり取りも含めて、まずは企画の委員の皆さんにご相談がございます。

当然、企画だけの話ではありません。3常任にまたがる話でありますから、ここは、以前もそういう連合審査をしているという、実施をしているということも踏まえて、議長並びに議運委員長にも相談をして、地文の委員長、保健福祉の委員長を含めて、3常任の連合審査会を開きたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そういう方向で、そのときにまたいろいろと皆さんからもご議論をきちっと頂いて、いずれにしても、企画総務委員会が主軸になって、リーダー的な存在になると思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

連合審査会の開催日時等は、各常任委員長と調整をして、また、追ってご連絡をさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、その件は確認をさせていただきました。

次に、（２）デジタルの利用等に関するアンケート調査の結果について、理事者から説明を求めます。

○村木デジタル戦略担当課長 それでは、政策経営部からの報告事項（２）デジタルの利用等に関するアンケート調査の結果についてご説明させていただきます。

本年度の予算概要にも掲載させていただいておりましたデジタルの利用等に関するアンケート調査を6月下旬から7月初旬にかけて実施いたしました。その結果を取りまとめましたので、まだ暫定版という形ではありますが、ご報告させていただくものです。

それでは、政策経営部資料5-1をご覧ください。

1、実施目的に記載のとおり、このアンケートは、社会全体でデジタル化が進められる中、区民におけるデジタル活用の実態と行政に対するニーズを把握し、区のDXの推進とデジタルデバインド（情報格差）に対する取組等に生かすことを目的とし、実施させていただきました。

2、調査概要ですが、令和4年6月10日現在の住民基本台帳から、居住地区、年齢別に層化した後に、無作為抽出した満18歳以上の男女4,000名の区民の方々を対象に、6月20日に調査票を送付し、郵送またはウェブにより、7月8日を締切りとして、ご回答を頂きました。

3、調査結果に記載のとおり、有効回答数は1,499件で、有効回収率は37.5%という結果になってございます。

それでは、調査内容と調査結果につきまして、別添の報告書に従い、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、別添のホチキス留めになっておりますカラーの資料、こちらの報告書のほうをご覧くださいと思います。

最初のページ、1、回答者の年齢です。回答者の年齢構成が、こちら、実際の住民基本台帳上の人口比とは異なっています。これは、年代によりまして、回答率の差があり、年齢が高くなるに従い、回答率も高くなる傾向にあったためです。

なお、全体の回収率は、先ほどご説明のとおり、37.5%でしたが、70歳以上では50%を超える方々にご回答いただいております。

次の2ページ目をご覧くださいと思います。3、回答者の職業の欄です。こちらは、区民世論調査などで用いている区分によっています。一番多い「管理・事務・技術職」というのがいわゆる会社員ということになります。

では、次のページに行きまして、3ページ目をご覧くださいと思います。こちらの同居家族では、高齢者がいる世帯が多くなっておりまして、こちら、先ほど述べましたとおり、年齢が高くなるに従いまして回答率が高くなっている関係で、このようなものになったと推測しています。

では、次のページ、4ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、保有しているデジタル機器についての調査です。保有しているのは、スマートフォンが圧倒的に多く、

91.8%の方が保有しています。一方で、「何も保有していない」という方は1.9%にとどまっています。

次の5ページ目のほうをご覧くださいと思います。こちらに、ただいまのデジタル機器の保有状況につきまして、年代別に区分したものを掲載してございます。グラフがちょっと見にくくて恐縮なんですけど、やはり、スマートフォンは、一番上のところですね、どの年代でも保有率が高く、70代前半でも80.8%、75歳以上でも68.1%の方が保有しているという結果となっています。一方で、一番下の欄、「いずれも保有していない」というところですけど、60代までで、いずれのデジタル機器も保有していないという方はほとんどいらっしゃいません。70代前半になると4.0%、75歳以上では9.9%ですが、それでも9割以上の方々が何らかのデジタル機器を保有していると回答されています。

では、ページをおめくりいただきまして、次の6ページ目をご覧くださいと思います。先ほどの保有しているスマートフォン等をどのように使っているかということですが、やはり電話やメール、電話、メールやメッセージ、写真や動画の撮影や閲覧といったことが上位に来ております。ここでは、LINEとかインスタグラム、ツイッター、フェイスブックなどの、いわゆるSNSの利用、こちらについても用途をお聞きしておりますが、使っているのは、やはりLINEが最も多く、83%の方に利用されています。

こちらも、年代別のグラフが次の7ページにございます。こちらもちょうど見にくくて恐縮なんですけど、真ん中、やや上辺り、LINEの利用というところをご覧くださいと思います。こちら、LINEにつきましては、70代前半でも72%の方、70代後半でも52%と、半分以上の方に利用されており、幅広い年代で利用されていることが見てとれます。一方で、ツイッター、インスタグラムなどは、比較的若い世代ではかなり利用されているにもかかわらず、高齢者になると、利用率はかなり低くなっています。

次の8ページをご覧くださいと思います。今度は、こうしたデジタル機器を持っていないという方にその理由をお聞きしたものです。「興味や必要性を感じない」という理由が40.8%で、最も多くなっています。

次に、その下のところ、この1年間で区役所に来庁されたことがあるかですが、77.7%の人が「ある」と回答されています。

おめくりいただいて、次の9ページ目をご覧くださいと思います。9ページ目は、来庁された方々がどういう目的で区役所にいらしたかということなんですけど、ご覧になっていただいて分かりますように、圧倒的に多いのが「戸籍、住民票、印鑑証明などに関すること」で、これが69.6%を占めています。2番目が「住民税や税証明書などに関すること」で、21.3%となっています。

では、次の10ページをご覧くださいと思います。デジタル機器の活用で、区役所がどういったことをすれば便利になるかということをお聞きしたものでございます。こちらでは、やはりオンラインの手続、申請、こちらができるようになると便利になるとお答えいただいた方が77.3%で、最も多くなっています。

次に11ページをご覧くださいと思います。こちらは、デジタル機器による手続で不安な点ということですが、やはり個人情報流出などを心配される方が68.9%で、最も多くなっています。

次の12ページ目ですが、こちらは、自由意見欄の記載のまとめです。ここでは、一つ一つのご意見を列挙することはしていませんが、不安や課題も併せて記載されている方も多かったものの、全体としては、デジタル化の推進に肯定的な意見が多かったという印象です。

次の13ページ、こちらにまとめとして、全体の要約を記載していますが、最後の全体のまとめというところをご覧いただきたいと思います。

高齢者では、デジタル機器を保有していない方も1割程度はいらっしゃるという結果であり、従来の対面でのサービスの向上も継続する必要があること、また、行政のデジタル化については、肯定的な意見が多いものの、本会議場でもご答弁させていただきましたが、DXを推進する場合には、個人情報保護や情報セキュリティについての対策をしっかりと、区民からの信頼を維持、構築することが不可欠であると同時に、高齢者等へのサポートも一体的に行うことが必要であると改めて確認する結果となったと考えております。

以上、簡単ですが、ご説明については以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○永田委員 3ページのマイナンバーカードの保有状況のところを見ると、「持っている」が64%と、一時期、二、三割だったのが、多分、マイナポイントの拡充等で大変増えた成果だと思いますが、「持っていない」というのが34.7%で、ただ、この持っているか持っていないかだけのアンケートだと、統計として活用できない。これ、持っていない理由ですね。そこをもう少し詳しく、今後調べる必要があるんじゃないかと思います。例えば、手続きが面倒、分からないとか、あとは、そもそも不要、必要性を感じない。あるいは、制度そのものに反対。そういったようなことを分析することによって、今後のマイナンバーカードの利用率というか、高めるという、そういうことにつながると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいま永田委員からマイナンバーカードについてのご指摘を頂きました。

まず、こちら、今回のこちらの結果に出ている64%というのは、実際の区民全体の保有率よりも若干高い数字が出ております。これは、やはり回答いただいた方は、それなりにこういったものに関心の高い方だったのではないかと推測しているところです。

それから、委員ご指摘のとおり、確かにどういった理由で——持っていないほうの方ですね、どういった理由で取得をしていないのか。その点については、分析が必要というふうに我々も考えてございます。こちらにつきましては、総合窓口のほうとも連携しながら、その取得に至らない理由、そういったものについても、ちょっと引き続き調査を検討していきたいと考えております。

○永田委員 あと、ほかのアンケートで、住民票等発行のために来庁する方が7割ぐらいいるということを考えると、そういう方たちもオンライン申請の拡充を求めていると。そうすると、マイナンバーカードを持っていると、それなりに利便性が高まるけども、やはりコンビニ等でマイナンバーカードを使うことにまだ不安があったり、慣れていないとか。あと、私も1回やったことがあるんですけど、大分前やったときに、間違えて、違う、住

民票が欲しいのに印鑑証明を出してしまったり、そういうことがあったということがあるので、例えば、庁内にそういったコンビニにあるようなコピー機というか、マイナンバーカードを使えるような機器を置くようなことは可能なかどうか。どうでしょう。

○村木デジタル戦略担当課長 まさに、今、委員からご指摘いただいたとおりでございます。こちらの住民票とか戸籍とか、印鑑証明、これにつきましては、マイナンバーカードを持っていれば、コンビニでも取得することができます。ただ、やはり操作が不安だということで、コンビニに行くよりは区役所に行こうという方も、中にはかなりいらっしゃるというふうには聞いてございます。

そこで、今現在、まだ情報化推進委員会等で検討をしている最中なんですけど、2階に、総合窓口のところに、コンビニにあるマルチコピー機と同じものを置きまして、そこで、マイナンバーカードを使って、住民票等を取得できるようにしたいと考えてございます。そうすれば、操作方法が分からない場合でも、職員がすぐに行って説明できますので、次の2回目以降取るときには、近くのコンビニでお取りすることが容易になるというふうに考えてございますので、そういったことも現在検討しているところですので、ご了解いただきたいと思います。

○永田委員 はい。いいです。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○小林たかや委員 10ページで、デジタル技術の活用で区役所が便利になることというところで、オンラインで手続や申請ができるとか、利用施設がオンラインで予約できるとか、高い倍率——回答が出ているんですけども、このデジタルでできるようにする場合は、それに合わせて、必ずマイナンバーカードが必要になるんですか。それとも、マイナンバーカードがなくても、デジタルでできるようにするんですか。それはどちらですか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまの小林たかや委員からのご質問でございますが、これは、それぞれの手続によるということでございます。厳格に本人確認が必要な場合、そういった場合には、やはりマイナンバーカード等による本人確認が必要となりますが、そうでないものについては、住所、氏名等の、あるいは、生年月日等の確認のみで大丈夫というようなケースも出てくるかとは思いますが。

○小林たかや委員 そうすると、利用したい施設をオンラインで取るという場合は、自分の氏名と何とかが分かればよくて、マイナンバーカード、ひょっとしたら要らないなとか思うんですけども、こういうのって、何かいろいろな予約って、混乱しないとか、それこそワンストップですぐやってほしいとか思うんですけども、今回のこのデジタルの技術の活用というところで、すぐできるような気がするんですけども。その辺、今回のアンケートを取って、一番、デジタル化として、例えば、先ほど質問があったように、マイナンバーカードを取るとするのは結構ハードルが高いなと思うんですけども、そうじゃなくてもできるものであれば、やりようによってはすぐオンラインで手続ができるものとか、マイナンバーカードを使わないでできるものは分けるのであれば、すごく早くデジタル化が進んだように見えるんですけど、その辺はどう考えていますか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまの施設予約等に関するご質問でございますが、確かに施設の利用等の場合には、区民以外の方がお使いになる場合もありまして、あるいは、

団体での申込みということもございますので、必ずしもマイナンバーカードと直結するという事はないと思います。ただ、こちらの施設の予約については、我々のほうでも、ちょっと非常に施設のそれぞれの取扱いといいますか、申込み要件ですとか、いろいろなものがばらばらなところもありまして、そういったものの整理も必要ですし、あと、利用料の払込みとかの問題もございますので、そういった様々な課題ですね、こちらのほうを検討しながら、こちらのほうは進めていきたいと思っています。

ご指摘のとおり、この施設の利用というの、例えば、ウェブでできるとか、そういうデジタル化ですね、これは非常にデジタル化が進んでいるかどうかという住民の方が感じる一つの目安にはなるとお思いますので、そういったところ、きちんと進めていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

たかや委員。

○小林たかや委員 先ほど、このデジタルが進むと、キャッシュレスになりますよね。そっちのほうの課題は、非常に問題って、一番大切な部分なんで、デジタル推進課だけで進められないのかなと思うんですけど、併せて、やるまでは大変だけど、例えば、Pay Pay みたいのを、ああいう電子——キャッシュレスできるものがくっつくと、それはカードでもいいと思うんだけど、クレジットカードでもいいと思うんだけど、その辺の進め方というのは、デジタル推進課だけでできないと思うんですけど、それは併せて進めるようになっておるんですか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまデジタルの——すみません、オンラインの申請等に関連しまして、キャッシュレスのご質問がございました。こちらにつきましては、従前、こちらの委員会でもご報告させていただきましたが、現在、総合窓口と出張所におきましては、住民票等の手数料はキャッシュレス、いわゆる電子マネー等でお支払いができるようにはなっております。ただ、ほかにも、区の収納になるもの、ほかにもいろいろございますので、そういったものをどういうふうに拡大していくかにつきましては、まさに、委員ご指摘のとおり、我々、デジタルの担当だけではなかなか進めていくのは難しいところがございますので、それぞれの収納を担当しております各事業課とも十分連携しながら、拡大に努めていきたいというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 はい。よろしくお願ひします。

キャッシュレスに役所がすると、今回、決算委員会なんだけど、その間違い、要するに、現金をやり取りしないようにすると、お釣りを取り置くみたいなことがなくなるんで、デジタル化の推進とキャッシュレス化の推進というのは、役所にとっては、非常に、ある意味では、間違えない、間違えないことに——便利になるだけじゃなくて、正確になり、いろいろな、悪い言い方をすると、間違いが起きないシステムを早くつくっていただくということなんで、そういう課題認識もありながら進めていただければと思いますが、いかがですか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまの小林たかや委員からのご指摘でございます。まさしくそのとおりでございます。キャッシュレスの推進につきましては、住民の方の支払い手段の多様性を確保するという、住民サービス向上の視点のほかに、やはり内部の事務手続、こちらのほうの効率化、合理化、そちらにもつながってくると思いますので、

我々としましても、そうしたことも意識しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、デジタルのアンケートについての案件を終了いたします。

日程3、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

岩田委員。

○岩田委員 区議会だよりの件の臨時号の発行の件で、当委員会の正副委員長の意見を参考になんていうような話があったと思うんですが、どういう話があったのか、聞かせていただけるようなところがあれば、お願いしたいんですが。

○嶋崎委員長 えっ。

休憩します。

午後3時44分休憩

午後3時50分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

岩田委員。

○岩田委員 唐突な話で、委員長のほうからも、ちょっとそれは急だというようなお話だったので、どこかのところで、そのお話が出ればと思っていますので、よろしく願いします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。委員の皆さん、いいですね、じゃあ。

執行機関、ありますか。どうぞ。

○林広報広聴課長 では、恐縮ですが、広報から口頭で2件、ご報告させていただきます。まず、1件が、区のホームページの言語対応、外国語対応の件でございます。

現在、区のホームページは、四つの国あるいは地域、英語、韓国語、中国が2言語、合計4か国の言語の自動翻訳機能を持っておりますが、このたび新しい機能を追加いたしまして、10月から121か国言語を、（「すごいね」と呼ぶ者あり）自動翻訳する、できるようになります。10月3日から非公開画面でテストをして、ホームページ上で動けば、10月5日からこのサービスを提供していきたいと思っております。

メリットとしては、もちろん区内在住の外国人の方にはご利用いただけるんですけども、トップ画面からこの対応ができますので、いわゆる産業振興ですとか観光振興についても、使い方によっては活用いただけるのではないかと考えております。

もう一件が、開始から6か月がたちました広報千代田の全戸配布の現状についてご報告いたします。

4月にスタートをしたときは、残念ながら20軒ほど、届いていないよというお叱りのお電話を頂いていたんですが、その後、15軒、10軒、5軒と減ってまいりまして、このところは1軒から3軒、ですから、ほぼ100%のご家庭に広報紙が届けられるようになっています。

今回から議会だよりも同じ事業者から配布されるようになっていきますので、議会事務局ともコミュニケーションを取りながら、未配達軒がゼロになるように、今後進めて、努力していきたいと思います。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。広報のほうから、2件についてご報告を頂きました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは――いいですか。あと、執行機関、ないね。（発言する者あり）はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時53分閉会